

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	調 整 監	白 河 忠 良
環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治
都 市 開 発 課 長	鹿 野 政 和	都 市 管 理 課 長	石 谷 日 出 夫
商 工 農 政 課 長	林 良 美		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	伊 藤	巧
書	記	今 木 浩 靖			

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） どなたも、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

本日の質問は4点、平成25年度教育力向上の背景と施策について、平成25年度福祉施策について、平成25年度防災にかかわる備えをどのようにするのか、包括外部監査の指摘について。今回の質問テーマは瑞穂市の将来を見据えてとし、質問をいたします。

子供たちの将来のために、今、教育について重要であり、人間形成について知識や経験などが基礎となり、大きく成長していくのではないのでしょうか。その環境をつくり上げていかなければなりません。

そこで、瑞穂市で誕生してこの町で住んでいただく以上は、揺りかご時点からの健診制度の充実、母子保護法から支援を要する方、18歳以降の居場所、活動の場、就労の場など、自立支援法に基づく体制づくり、市民の安全を考える上での防災にかかわる備えをどのように進めていくのか。備えるだけでなく、これは備蓄しているだけではない備えとしてどうなのか。何万食と備蓄してあっても、災害が起きてしまったら本当に運べるのだろうか、機能するのだろうか。共助が必要であると考えますが、その仕組みづくりが求められるのではないのでしょうか。

今回もこのような観点から質問をさせていただきます。

これよりは質問席より質問をさせていただきます。

平成25年度教育力向上の背景と施策について。

近年の多発する暴風雨などの異常気象は温暖化が原因と言われていますが、今このような大きな気候変動の中、猛暑による熱波、夏の最高気温の記録更新を続けております。各市町、いろいろな対応を行っておりますが、ことしの夏もとても暑く、10月の中旬まで暑かったのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、この異常気象による暑さ対策の対応についてはどのように対応するのか、お伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） おはようございます。

今取り上げていただきました異常気象による夏の暑さ対策ということでございます。

特に教育力向上ということで、子供たちが今、異常気象による夏の暑さの中で学習をしているという、それについての対策、取り組みについて紹介をさせていただきます。

大きく、これまでの取り組みと新年度考えている取り組みの2点について答弁させていただきます。

まず、これまでの取り組みでございますが、ハード面では熱中症予防のための備品の整備が上げられます。夏の異常気象による熱中症予防として、校庭、体育館に児童・生徒の活動を中止し給水・休憩をとらせる時期を判断するために、熱中症計は各学校に配備しております。また、学校によっては熱中症注意表示板も設置しておってもらいます。ただ、この熱中症注意表示板は1台25万円と少し高いために、現在、熱中症計を使って熱中症の警戒ライン温度を決めるなど、行動マニュアルを作成することも検討しております。

次に、ソフト面についてですが、児童・生徒の心身の状況を把握し、水分補給、それから適度な休憩の設定、健康観察を大切にする必要があります。特に、体育の時間、部活動の時間、運動会等の取り組みにおいては、この3点を中心に、練習時間の配慮や日差しを避けた場所の確保に腐心しているところです。

熱中症は、気温や湿度の変化だけでなく、疲労や睡眠不足等の個別の状況も大きく関係すると言われます。環境省作成の「熱中症 ご存じですか？ 予防・対処法」といったものや、岐阜県教育委員会作成の「熱中症事故及び落雷事故防止のために」という、そういったものを参考に、熱中症予防及び症状に対する対処について教職員が理解し、児童・生徒及び保護者に周知・徹底を図るように指導しております。

次に、運動会の実施については、本年度は清流国体の関係で実施期間の縛りがございまして、十分な配慮をすることが難しかったのですが、少しでも残暑を避けるべく、実施日を9月下旬にするよう配慮しております。

参考までに、平成21年、22年度は9月の18、19というところが小学校の運動会でしたが、この23、24年度は9月の22、23ということで、少しでも残暑を避けるという取り組みにしております。

次に、新年度考えている取り組みについて説明させていただきます。

来年度、夏季休業日前後の期間、午前授業の実施を試行的に行うことを考えています。

夏季休業前後の午後の暑い中で、学習に集中することは大変忍耐が必要なことです。そこで、

全国的には例がない取り組みとなりますが、現段階の案として、7月8日月曜日から7月20日までの土日を除いた9日間及び8月26日月曜日から8月の最後の日まで、同じく土を除き5日間について、給食ありの午前4時間授業を実施する計画を進めています。

授業時数を確保しつつ、夏の暑さ対策として午前4時間授業を行うことにより、夏季休業日は現行より5日間減少となりますが、時間的にゆとりを持った午後の時間の活用、例えば三者懇談、部活動、プール開放、リーダーの指導、学期末始の事務の時間の生み出し等や、授業日が5日増加することに伴う給食実施による保護者の負担軽減等、メリットも同時に得られると考えています。

来年度は試行的に実施した上で、学校、保護者、児童・生徒等の評価も踏まえ、26年度以降の管理規則の見直し等も検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 来年度は試行ということでお伺いをいたしました。午前授業の試行は7月の8日から9日間、8月の26日から最後までということで5日間という授業の中で、メリットとしては給食あり、保護者の軽減、教師の負担もこれで軽減されるのではないかなというようなメリットが多く答弁されましたが、しかしさらに試行ということでも問題も出てくるのではないかと考えますが、これはよい試行となるようにしていただきたいと願います。

では、ただいまの午前授業の試行についても効率的な学習への取り組みとなると考えますが、さらに夏だけではなく、児童・生徒の学力をつけるために施行施策はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 先ほども述べさせていただきましたが、子供たちは特に7月に入ってから蒸し暑い中での暑さの中、5時間目、6時間目の授業につきましては、もう汗だくの中で授業をしているというのが現在でございます。特に、腕やなんかでもタオルを机に乗せて、そこで汗を拭いながら一生懸命授業に取り組んでおられるわけでございますが、ノートもびちゃびちゃになって鉛筆で書けないような、そういった状況も間々見られます。

そういった中で、子供たちが午前の授業を実施することで、夏休み期間なんかは、涼しい午前中に勉強しなさいよというふうによく言ったものでございますが、少しでも涼しさがあるうちに学習をし、その汗だくの我慢をしながら授業をしているという状況を、午後の開放的な時間の中で部活動やプール、水泳教室等のそういった屋外の活動で、子供たちを伸び伸びと夏の期間を過ごさせたいということで、私は午前の授業で午後の授業をカットすることによって、子供たちの学習に対する集中、その効率、効果も大変高くなると思っております。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 夏の午後から6時間の授業を、ただいまは汗だくでやっているよというような答弁でありましたが、いろいろなこの問題には試行ということを出てくると思いますが、生徒の体調、また保護者、学校との連携をとっていただき、しっかりとこの試行を進めていただきたい、そのように感じさせていただきます。

学力をつけるための年度の中の向上については、どのようになっておりますでしょうか。1年を通しての向上についてはどのようなんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 児童・生徒の学力をつけていくというための施策といたしましては、瑞穂市では教育の方針と重点において、一人一人の児童・生徒に確かな学力を育成することを目指して、年間の教育活動を行っております。

まず一番大切にしたいことは教師の指導力の向上です。そのために、今年度は若手育成の研修を充実してまいりました。また、夏季の教員研修の充実を図っているところです。さらに、新しい学習指導要領に準拠した指導計画「みずほプラン（授業を組み立てるための重要な資料）」を完成させることもできました。この「みずほプラン」を生かして目標や評価をはっきりさせた授業づくりを進めることで、教師の力量を高めるとともに、どの子にも学ぶ喜びを味わうことができる授業を実施できるようにしております。

次に、算数・数学や英語の授業におきましては、基礎、基本の確実な定着を図るため少人数指導を行っています。少人数で授業をするため、個に応じた支援がきめ細かくできます。児童・生徒からも少人数指導を望む声が多くあります。今後、全国学力学習状況調査等から自校の課題を明確にした上で、少人数指導の形態を一層工夫し、一人一人の児童・生徒の実態に即したものに指導を改善していきたいと考えております。

さらに、さまざまな教育課題に対応し、落ちついた学習環境の中で教育効果を上げるために、現在小学校1年生、2年生と中学校1年生で行っております学級の児童・生徒数が35名という少人数学級の拡大も要望しております。具体的には、小学校3年生における少人数学級を要望しているところですが、実施されることでよりきめ細かな教育の推進ができると考えております。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 教師の指導力の向上、やはりお願いをいたします。

さらに瑞穂市での若手の教師のしっかりとした育成をしていただき、子供たちの知識や経験を学ばせていただき、大きく成長させていただきたい。

さらに保護者からは、期待は愛する我が子のために要望はたくさんあるようですが、保護者、

地域、学校よりの要望はどのようなものがありますか。また、どのように改善しているのですか。特に通学路の安全と放課後児童クラブについてお伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 保護者、地域、学校からの要望ということで、通学路の安全、それから放課後児童クラブについて質問をいただきました。

通学路の安全確保につきましては、本年度夏季休業中に通学路の合同安全点検で、計25カ所について北方警察署交通安全課、県及び市の道路管理課の立ち会いのもと、学校関係者（校長、教頭、PTA）、教育委員会担当者が一堂に会して実施をいたしました。

点検場所は、交通量が多く事故が多発する場所、道幅が狭く登下校時に自動車が通ると危険な場所、用水路との境にフェンスがない場所等で、要望としては、信号機の設置や信号機の時間変更、横断歩道の設置や通学路の表示、歩道ラインの引き直し等がありました。

9月の議会でもお伝えしましたが、既に北方警察署や関係課（都市開発課・都市管理課）により、学校付近の信号の通学時間帯における時間延長（生津小）、学校周辺の違反車両の取り締まりの実施（穂積小）、横断歩道の設置（南小）については、北方警察署に依頼し実施しております。また、歩道橋の排水対策（穂積小）、それから時間規制の補助看板の設置（本田小）、通学路のカラー舗装（生津小）、道路への反射板の設置（中小）等を実施していただいております。

学校においても、PTA等による立ち番の実施、地域住民への通学時間帯における通行配慮の依頼、通学路の見直しについての協議等を実施していただいております。

今後さらに関係課の協力を仰ぎながら、通学路の改善について進めていきたいと思っております。対策済みの箇所数としては5カ所、対策予定の箇所数としては15カ所があります。

次に、放課後児童クラブについてですが、現在小学校3年生までの児童を受け入れております。要望として上がっているものは、高学年の児童も受け入れてほしい、クラブの開所時間を延長してほしい、保護者会の負担を軽減してほしい等の要望を承っております。

要望は、これから小学校に入学される予定の保護者の方や一般の市民の方からもいただきますが、一番切実かつ具体的に要望を抱えていらっしゃるの、現在クラブに通っていただいている保護者の皆さんだと思います。

今年度、各クラブで困っておられる点や要望など保護者会で話し合ってください、教育委員会幼児支援課とクラブの指導員、保護者会代表の3者でその解決法を探っていく取り組みを行っております。

今年度、こういった取り組みを6月28日、11月30日と行いましたが、もう1回実施する予定です。そういった要望について、実施できるものでできないもの、いろいろあると思いますが、そういったものについて検討しているという状況でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 通学路の安全については、瑞穂市において大きな事故のないよう、保護者、学校、地域による力を合わせて安全活動に協力をお願いしたい。さらに、保護者の要望については延長保育、保護者の時間の軽減だと思いますが、さらに放課後児童クラブによる点が多いとのことではありますが、しっかりと相談をし、説明をしていただきたい。納得がいく、子供たちを預けられるような施設、場所にしていただきたい、時間にしていただきたい、そのように考えます。

それでは 2 番目の質問に移ります。

平成25年度の福祉施策については、9月議会にて質問をさせていただきました。ゼロ歳から3歳の健診制度について、私は健診制度がうまく機能していないのではないかと感じております。それは、健診制度を受けない、相談しない、関係ないかのようにっておられる方がいるのではないかと。健診後の対応についても充実させていただきたいと気になっております。

そこで、平成25年度からのゼロ歳から3歳の健診制度と、支援が必要な子供たちの体制づくりはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） おはようございます。

さきの議会でも御質問がありましたけれども、再度、もう一度おさらいになるかもしれませんが、ゼロ歳から3歳児における保健事業でございますが、母子保健法に基づきまして、月齢に応じて乳児健診、10カ月相談、1歳6カ月児健診、2歳児相談、3歳児健診を実施しているところでございます。

この健診や相談においては、日ごろの保護者の思いを聞くとともに、その月齢特有の発達課題の確認の場として、保護者との共有を図る機会としております。

そうした中で、特に社会性についてつまずきを感じている事例がふえておρισして、このことに対しては毎回そういう話もさせていただいておりますけれども、保護者自身の置かれた環境や意向もさまざまであることが感じられますけれども、保健事業におけるスクリーニングの基準の確立がまだされていないということで、対応していく必要があるということで感じております。

そんなやさきでございますけれども、10月の4、5に市長が「子育てと教育を考える首長の会」というのに出席されまして、その開催地であります塩尻において、先進的な事業を展開されていたため、その報告を受けまして、11月13日、早々でございますけれども、本市としても福祉部、教育委員会、それから企画部の職員で塩尻に視察に出向きました。

塩尻においては、一人一人に応じた育ちを5歳児から18歳まで応援していく事業として「元

気っ子応援事業」を推進しておりました。

今回の視察では、この「元気っ子応援事業」のスタート事業として位置づけられている、社会性が芽生える5歳児での相談事業に触れることができました。

この相談事業は、単にスクリーニングをして専門的な対応を掲げることだけではなく、元気っ子相談と称した、あくまでも全ての児一人一人に応じた支援であることをベースに取り組みられている事業でございました。幼児期の保護者との個別相談をスタートし、まさに18歳までの途切れのない支援をしていくという施策でございます。

専門的な意見としましては、お互いに自分流を確認しながら、各自の能力を社会に貢献できるようにしていくのがこの事業の究極の目的であるということもお話を聞いております。

今回、この視察を踏まえたと、支援が必要な子供の体制づくりについては、その前提に全ての児において、その子には何が必要であるか、どういう機会を紹介するかなどについて、それぞれの年齢で見きわめていく必要があるというふうに感じております。

しかし、塩尻に向きましましたが、塩尻の話をお聞きしますところ、ゼロ歳から3歳児の母子保健事業と、先ほど紹介しました5歳児から18歳までの事業は、瑞穂市と同じような連携であるということがわかりました。

これも踏まえてですが、本市としてもゼロ歳から3歳児にかかわる健康推進課でやっております取り組みとしましては、2歳児に達した時点の一つの支援の機会として取り組みの方向性を検討しているところでございますけれど、25年度においてですが、専門機関の協力を得て、基準の確立、先ほど言いましたがスクリーニングの基準が設けてございません。今、本当に手探りの状態で職員がやっている状態でございますので、それが本当に正しいかどうか、見きわめをしていきたいと考えておりますので、そういう中で充実を図っていきたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） どうか福祉の充実をお願いし、瑞穂市に合った、塩尻の研修を生かし、よくかんでいただき、さらにのんでいただき、その部分の中でどのような答えを出すのか、瑞穂市に合ったことを望みます。

さらに、塩尻では18歳までの対応という事業と伺いました。支援が必要な子供たちから障害者の自立支援や18歳以降の自立や居場所、さらに就労支援についても伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、このお話の前に、まず制度についてお話を少しさせていただきます。

福祉サービスに係る自立支援給付等の体系については、まず従来の居宅サービス、ホームへ

ルプ、デイサービス、ショートステイ、グループホームと、施設サービスですが授産施設、福祉工場、福祉ホームなどの2つに分かれておりましたけれども、平成24年度より、これが3つに分かれました。

その1つとしては介護給付。介護給付の中にはホームヘルプ、ショートステイ、同行援助などがございます。それから2番目としまして訓練等の給付、就労支援と就労の継続、グループホーム。それから3番目としまして地域生活支援事業に分かれました。

残念ながら瑞穂市においてはですが、この2番目の施設、市内には就労継続支援B型が2カ所あるのみでございまして、ほかの方々は市外に出向いて、そういうサービスを受けていただいているのが現状でございます。

それでは、就労については先ほど2カ所ということですが、皆さん御存じのとおりですが、社会福祉協議会が23年度から「豊住園」とそれから「すみれの家」で実施していただいております。

この23年度からお願いというのか、実施していただいておりますが、本当に皆さんのほうから、利用者のほうも、やはり前向きに利用していただいているということ、私たちだけではなく議員の皆様もいろいろな行事で参加していただきまして、地域で本当に根づいていく事業であるというふうには確信しております。本当にその地域の皆様の御支援をいただいているというものが育っていくんだなということで、私の立場としましても感謝申し上げる次第でございますけれども、ことし、定員は25名でございますけれども、現在のところ豊住園においては22人、すみれにおいては25人のところ16人でございますけれども、今、豊住もすみれも本当にそういった支援学校に出向かれまして、こういった瑞穂市でも事業をやっているということのPRもしておいでになりまして、25年度においては先ほど申し上げました数字以上の通所はされるということをお聞きしております。

将来においては、定員が先ほど述べました25人というのを超えることになるだろうということで、施設としましても定員を変更してもいいというふうな施設の整備がしてございますので、そういったこともされる予定でございます。

先ほど、就労の面についてお話し申し上げましたけれども、生活についてはですが、現在、瑞穂市障害者支援訓練所のふれあいホームみずほでございますけれども、生活の訓練を行っていただいております。25年度にあっても、この有効活用をして、障害者の生活を支援していきたいと考えております。

23年度においては、策定した障害者の福祉計画、サービス計画でございますけれども、このところに障害者自立、私のほうですね、グループホームとかケアホームのこの目標が掲げてあります。それをつくるという目標が掲げてありますので、来年度、障害者自立支援協議会において、このようなものをどこに、まず必要性和、それからどういう事業者がいいとか、運

営方針とか、それから場所についても研究を進めていくというふうに予定をしております。

それからもう1つ、施設だけではなくて、その前に福祉施策の中でやらなきゃいけないことは、今、市役所などで相談の支援をしておりますけれども、24年の4月の自立支援法の改正により、相談内容を継続して支援し、継続的な課題解決や適切なサービスの調整を行う相談支援、今は相談というだけですけど、今度は相談支援というものをしていかなきゃいけないという必要性がありますので、来年度においてはそういった、どこの事業所でどこでやっていただくかということも研究をしていきまして、またはそのことの研修等も含めて勉強していただくように支援をしていきたいと考えております。

とにかく、こういった障害者の福祉施策が他市町に比べると大変そういった施設が、他市町にお願いしているような状態でございますので、やはりこういったものを力を入れて施策をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 25年に指定相談支援への事業所をぜひ立ち上げていただき、適切なサービス体制を整えていただきたいと思います。

1番目の質問にもありましたが、異常気象によるさまざまな問題が発生しております。豪雨や台風、地震など今考えなければならない問題が山積している現状ではないでしょうか。安全なまちづくりのために、平成25年度防災に係る備えをどのように進めるのか、冒頭に述べた共助として、仕組みづくりとしての地域による防災組織の確立をどのように行っているのか、お伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

平成25年度における防災に関する備えをどのように進めるかという御質問でございます。

継続する事業も少なくありませんので、今年度の状況とあわせてお話をさせていただきたいと思っております。

今年度は、市内の小・中学校10校に防災備蓄倉庫を設置する事業を進めています。なお、牛牧小学校につきましては、9・12の水害の浸水深が非常に高く、低地でありますので、一部、南部のコミュニティーセンターの防災用の倉庫を利用することとしていきます。

また、防災の備蓄倉庫の設置事業と同時に、小・中学校の防災備蓄品の配備計画も進めております。今年度から3年計画で進めたいと思っておりますので、25年度においても引き続き防災資機材、非常食、飲料水等を配備していく予定でございます。一度に買いますと、今度またそれをどのようにして回転していくかということを考えなきゃなりませんし、資機材も非常にいいものが出てきていますので、少しずつ買い足しをして、計画的に進めたいと考えており

ます。また同時に、災害対策本部である市役所においても、そうした配備を計画しております。

また、穂積地区、牛牧地区の方の避難所となります朝日大学とも今調整を進めておりますので、そうしたものの備蓄、資機材等、整いましたら、またお知らせをしたいと思っております。

また、避難所の一部に看板等の設置を見直す予定であります。

また、防災行政無線につきましては、昨日も少しお話をしましたが、親卓の改修を行った結果、テレホンサービス等も改修ができますので、今現在、放送した内容が聞き取れなかったという場合には、有料ではございますけれども、電話でアナウンスの内容を確認していただくことができるかと思っております。

また、防災無線につきましては、今後でございますけれども、デジタル化の対応、そして放送が聞き取りにくいところへの増設、そしてパンザマストの交換器への取りかえなど、財政当局と相談しがてら進めていきたいと思っております。

また来年度ですが、岐阜市消防本部管内の分署に自家発電機を設置するというところでございますので、巢南分署には自家発電機を設置したいと考えております。瑞穂消防署には、もう既に自家発がついておりますので、巢南分署のほうに設置をしたいと考えております。

また、地域における自主防災組織でございますが、昨日もちょっとお話ししましたが、97の自治会のうち59の自治会のほうで組織化がされました。今でも幾つか準備をしてみえるところがありますので、何とか100%を目指して進めていきたいと思っております。

また、この20日の自治会長会議で、災害別で最初に集まる場所、避難所、避難場所、最終的にどこで避難するか等含めた調査を実施したいと思いますし、またその結果に基づきまして、私どもの災害対策を検討したいと考えております。

今年度実施しました本田校区の防災訓練でございますが、本来ですと、ことしは本田小学校だけでやりましたけれども、本田校区でありますと本田小学校、穂積北中学校、本田コミュニティーセンターと3つの会場ですね。そして、北中学校においては生津地域の方も参加をしていただくという格好で、自治会長さん、防災リーダーさん、各種団体の皆さんが主体となって訓練がされ、防災倉庫の点検や避難所の運営、要援護者の把握、避難誘導など、そうした訓練が市民主体で行われるように、何とか計画をしていきたいと考えております。何とか校区での連合会組織をつくり上げて、地域の皆さんで自主的な活動ができるような格好に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 防災無線に関しては、昨日の質問の中でも多く取り上げられておりました。この点についてはさらに進めていただきたい。きちっと伝える、安全を伝えるような放送設備等、いろいろとまた施行をしていただきたい。

また、地域の仕組みづくりについてしっかりと取り組んでいただき、まだ温度差、考え方の違いがあるのではないかなというように考えております。なので、しっかりと自治会連合会の会議の中でそれを伝えていただき、早く仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思っております。また、安心して暮らせるまちづくりをお願いいたします。

それでは4番目の質問です。

包括外部監査の指摘についてです。

平成22年8月25日に包括外部監査の契約、導入が決定し、22年は公の施設の管理・運営のあり方について、この報告書は251ページでありました。23年度は補助金等執行状況について、この報告書は229ページ。24年度は契約、入札状況を含むについて、これは現在進行中であります。

3年が経過して、指摘事項についてどのように進めたのか、お伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 庄田議員の包括外部監査の指摘事項についての御質問にお答えをさせていただきます。

既に御存じのとおり、瑞穂市の包括外部監査は平成22年度から開始し、今年度で3年目となっております。22年度には、先ほど御質問にもありましたが施設の管理のあり方ということで、費用対効果など169件の指摘を受けました。また23年度には、補助金・負担金の執行状況としまして、指摘事項226件を受けました。

その状況につきましては、平成22年度の指摘事項の対応につきましては、庁舎内でプロジェクトチームを結成し、24年8月末時点では169件の措置のうち110件が終了しております。不措置につきましては34件ありまして、達成率は80%になっております。今後も改善が必要なものが34件と20%になります。

23年度の包括外部監査の指摘事項につきましては、同じく24年度8月末時点で226件の指摘事項のうち措置済みが126、不措置が40件ありまして、合わせて166件、74%になっております。改善中は残りの60件になります。

さらに24年度においては、契約についての包括外部監査の指摘事項はどの程度になるか、現在ではわかりませんが、22年度の改善中34件と23年度の改善中60件を合わせて、24年度の包括外部監査の結果と合わせて25年度に対応させていただくこととなります。

以上で答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 指摘された部分の改善達成が22年度が80%、23年度が74%で、残りは引き続き改善との答弁でありました。

指摘された部分の中に、私が読んでみますと余りにもそんなことができていなかったのかと疑問になるような指摘もありました。今後も監査テーマ以外にも各課でのチェックが必要ではないかと考えます。

さらに25年度はどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 改めまして、おはようございます。

庄田議員の御質問でございますが、包括外部監査の指摘ということでございまして、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、これは私も2年分を持っております。これ、つぶさに読ませていただいたんでございますが、その中で、ただいま企画部長がお答えしたとおり、行政課題として臨んでいく必要性を強く認識しておるところでございますが、この報告書を読ませていただいた中で、それぞれ議員御指摘がございましたように、平成22年度では251ページ、平成23年度には229ページに及ぶ報告内容になっておりまして、この2年度分を目を通した限りでは、この全てを十分満足させるにはいささか問題もある部分もあると感じておるところでございますが、とはいえ課題として継続して取り組んでいく必要性を感じております。

そこで、25年度はどのように進めるかということでございますが、来年度は、一応一区切りをつけたいとの考えを市長とも協議をしておるところでございます。と申しますのは、22年度には、御指摘がございましたように公共施設のあり方と運用についてを監査していただきました。そして、23年度については補助金・負担金を監査していただきました。そして、今年度はまだ報告書はいただいておりませんが、契約事務の随意契約について監査を受けておりまして、行政課題とされるおおよその部分にはメスを入れていただいたことにもなりまして、一応、行政として所期の目的は果たしたと考えておるところでございます。

それで、御指摘のございました部分について相当検討していかなきゃならない部分もありますし、確かにこの包括外部監査を3年間受けたことによりまして、職員の資質も相当高まったというふうに解釈しております。いろいろ自分たちが正しいと思ってやっていたことが、実は法的な裏づけが十分でなかったとか、要綱が整理されていなかったとか、いろいろ御指摘をいただきました。そういうところについて、先ほど企画部長が申しましたように、鋭意直してきたところでございますが、まだ100%に達していないということについては、やはりまだ課題が残っておるところでございます。

そういったことから、この所期の目的は達したということと、一方で包括外部監査契約は、同一の監査人と連続して4回契約してはならないという旨の規定が地方自治法の第252条の36の第3項に定められております。ですから、今まで瑞穂市の内容を十分理解して、把握していただいているということで、所税理士さんに3年間やっていただいた経緯もあるわけでございますが、この監査人が変わるということも念頭に置きますと、とりあえずは一通りの所期の目

的は果たしたということで、25年度については新たな包括外部を行っていただくのではなく、今まで御指摘いただいた部分を着実に事務事業に生かしていきたいというふうに考えておるところでございます。そこら辺についてもまた議会の皆さんにも御判断をいただく場を設けることになると思います。

ただ、蛇足にはなりますけれども、包括外部監査はやめたといいましても、個別外部監査制度の仕組みは残しておりますので、問題があれば、その個別外部監査によって対処していく方向で考えておるところでございますので、御理解をよろしくお願いします。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 費用対効果と言われましたが、中には私も読んでみますと、これは目をつぶらなければならないのではないかなというような部分もあるのは間違いないと思います。

問題はあ、しかし課題もある。そんなところであるということですが、一区切りと答弁されましたが、もし一区切りするのであれば、この包括外部監査制度については、全国市民オンブズマン連絡会議の包括外部監査の通信簿の結果では、ホームページでこれは調べていたら出てきたところですが、全国の自治体の中でも平成23年度の評価では上位で活用賞となっている。

さらに、この包括外部監査は、9月議会途中で亡くなられた故山田議員が力を入れたものであります。この外部監査には、当初私は反対の思いがございましたが、故山田議員とは多く議論をしたものであります。この強い思いの中での外部監査、これを3年で一区切りにしてよいのか、まだテーマをつくり監査するべきではないのか、そのテーマを議員に相談してはいけないのだろうかというような思いであります。

ですので、この思いを3年間を総括するような報告と監査室の充実を考えますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今の通信簿は、外部監査人の通信簿ということですが、それだけ厳しい監査をしていただいたということは、反面、行政事務にそれが反映されてくるというふうに感じておるところでございます。

それで、今おっしゃられましたように、山田議員の強い思いもあるということですが、一方で現行の監査委員さんの体制も、それはそれなりに評価する面もございます。今回、報酬審議会で、今までの年額報酬48万というのを、月額にすると4万でございますけれども、それを監査委員さんの執務に応じた支払いという月額報酬に変わっております。ですから、今の現行の監査制度の中で、この包括外部監査を受けたことについてもチェックをしていただいておりますので、そちらのほうでそうした体制を整えながら、この監査を受けると

いう姿勢を私たちも学んできましたので、その姿勢でもって、絶えず事務については監査を受けるんだという姿勢を持って事務に当たっていれば、それがこの包括外部監査の成果であったというふうに考えるところでございます。

毎年700万を支払うのがいいのかということもございませし、それからこの監査のテーマは市がお願いするわけじゃなくて監査人さんが選ばれるわけですね。今まで選んでいただいたものについては、かねて山田議員が言ってみえた補助金と契約、それから施設のあり方ということで、この大きな柱の部分を監査していただいたということで、それに対してはことしの10月1日から使用料の値上げということで反映されておりますし、先ほど来お話に出ていますように、今の自治会への補助金に対しても、今度20日に開かれます自治会連合会でもお諮りをしてメスを入れていこうとしておりますので、そういった随所の事務に反映させる体制が整えられたということで、一応、市の考えとしましては、一度、一つ区切りをつけてもいいのではないかなというようなことを考えておるところでございませ。

と申しますのは、あと職員にも大分負荷がかかるわけですね。監査を受けるということについては、それは日ごろのルーチンワークとは別の事務ということで、それが職員の資質を高めることにつながることは事実でございませけれども、やっぱり限られた時間、限られた人数の中でやっていく中では、やはり負担も大きいということで、そこら辺も考慮しながら包括外部監査については考えるべきだというふうに考えておるところでございませ、市長とも協議をしている中では、来年は取りやめてもいいかなという考えを持っておるところでございませが、これは条例改正等でまた議会にお諮りをさせていただきたいと思ひませ。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 導入をされた当初には、私も700万というものがいかに費用対効果があるのか、それにかかわる職員の仕事の量がふえることによってサービスの低下があるのではないかな、このことについて山田議員としっかりと議論をさせていただいたところでありませ。

それが、しかし3年後となった今でも、せつかく導入されたのですので、このことについては大きな財産となったのではないかと考えませ。

しかし、その補助金の中の提言の中の一節にあります。補助金について、提言の中で、補助金等に対する意識改革の必要性では、各課の担当者も少なからずこれでいいのかという思いをしながら交付していたものもあつたようである。さらに、公債の返還、税収の縮減等、瑞穂市の財政悪化が危惧されている。補助金等の削減は重要な施策と考えており、この問題を先送りにすればするほど、中で財政に与える影響も大きくなる。市長がリーダーシップを発揮し、補助金等の交付については本当に必要なのかという観点からその評価に取り組むよう、意識改革が必要であるとまとめておひませ。

この言葉に対しても、大きなこれも財産、指摘ではなかったかなというふうに考えておりますので、しっかりとした瑞穂市の運営をしていただき、安全・安心の置けるまちづくりのために、教育力向上のために、しっかりとまた行政運営をお願いするところであります。

本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で4番の庄田昭人君の質問は終わりました。

続きまして、5番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、今議会、市長の所信表明の一節を朗読させていただきます。途中からではございますが、朗読をさせていただきます。

「このような中、地方を取り巻く環境も激変しており、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法が施行されたことに伴い、国の関与づけが弱まり、地方への権限移譲が進められており、いよいよや応なく地方のことは地方で決める時代となってきました。

本定例会において御審議いただく関連議案がその施策の一部であります。本市においては4月より施行されたまちづくり基本条例や、10月に設立しました一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社は、まさにこのことを見据えて対応してきたものであります。

このように地方分権が推進される一方、それに見合う財源は地方交付税に若干の上乗せがあったものの、その執行が抑制されたり、地域自主戦略交付金が市町村まで拡充されない等、とても十分とは言いがたい状況であり、権限移譲が先行し財源措置が後追いとなる構図は、かつての小泉内閣時の三位一体改革以上の様相を呈してきたと感じております。

特に、当時の集中改革プランに基づき職員定員管理を抑制してきた本市は、民間活力を活用すべく、瑞穂公共サービス株式会社を設立して行政運営をしてきましたが、平成24年10月1日より労働者派遣法が改正され、グループ企業内派遣が8割に規制されたため、今後の派遣業務が事実上不可能となり、その目的を十分発揮できなくなっています。

このままですと、急増する移譲事務や多様化する市民ニーズへの対応が困難となりますので、今後は本定例会で審議をお願いする指定者管理制度の導入や職員定員管理の見直しも視野に入れていきたいと考えております。

さて、このような状況の中、瑞穂市のこの1年を振り返ってみますと、時代に翻弄されつつも、まちづくりは私の2期目のマニフェスト「人と自然に優しい 災害に強いまちづくり」に沿って、着実に推進してこれたと感じております。」

市長の2期目のマニフェスト、施策のキーワードとも言える「人と自然に優しい 災害に強

いまちづくり」。市民の誰もが瑞穂市の将来展望に夢や希望を抱き、その実現に向けての推進の有無と是非を考えさせられる、重くかつかなめの文言でございます。決して耳ざわりのよい枕言葉またはキャッチコピーだけで終わらせてはいけないという観点と理念から、以下2点についての御質問と御提案をさせていただきます。

1点目は高齢者・障害者の支援事業について、2点目は職員定員管理見直しの考え方についてでございます。

詳細は質問席にてさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、1点目の高齢者・障害者の支援事業についてお尋ねいたします。

以前にも高齢者や障害者ら災害時要援護者の避難支援対策、またモデル地域を選定した瑞穂市高齢者生きがいづくりプロジェクト施策の推進、また高齢者が社会的に孤立しない地域づくりを目指して、地域の支援の担い手育成や確保の仕組みづくりの確立等々の質問、並びに御提案をさせていただいております。

そこでお尋ねいたします。

24年度の第2回定例議会一般質問の折に御提案申し上げた、高齢者の生きがい推進事業「高齢者（地域）生きがいづくり」についての現状でのお考えと、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、まず瑞穂市の高齢化率ですが、毎回この議場の場で申し上げておりますけれども、平成24年の3月末で16.98%。今、24年11月末では17.52%となっております。ここに立つたびに高齢化率が進んでいるということをずうっとお話し申し上げておりますけれども、やはりひしひしと市も、全国的には低い中にも高齢化率が高まっているというのは感じている次第でございます。

議員御指摘のとおり、市としましては、地区や地域で支え合いながら地域力がつけられ、地域が主体となって運営できる高齢者などの生きがいづくり体制を構築していくことは本当に大変重要なことと考えております。

もとす広域連合の5期の介護保険事業計画の中においても、地域支援事業の1次予防事業の中で、地域介護予防活動支援事業として、自治会や老人クラブなどにより各地域で実施されている地域サロンを支援し、高齢者の閉じこもり防止、コミュニケーション機能の充実と生きがいの向上などによる介護予防を推進しますと掲げております。各地域、各市町の現状を踏まえて実施していくことになっております。

つきましては、前回のときに回答をなかなかできませんでしたがけれども、市としましては、こういったような事業は既に自治会の中でも多少はやられていると思います。目的がはっきり位置づけられていないかもしれませんが、展開しておられるところもあると思います。

れども、来年度におきましては、モデル的にもはっきりした、市としまして地域支援事業として実施していただけるように自治会に働きかけていきたいと考えております。

とにかく、地域力が重要であると考えております。それで、高齢者だけではなくて、地域全体、大人も子供も取り込んだ事業を展開していただきまして、地域挙げて生きがいづくりをしていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

5 番（森 治久君） 今、福祉部長のほうから御答弁をいただきましたが、以前 6 月にこのモデル地区を選定した中で、高齢化率、ますます瑞穂市においても高まっていくであろう、今、数字も示していただいたとおり、1 年の間に 1. 数%。いずれ他市町と同じように、この瑞穂市も高齢化がますます著しくなり、そして将来的には、地区によっては現在でも三十数%の高い高齢化率の地域もございます、地区もございます。そんな中で今後、ほかの地区、地域においても三十数%、もしくは 40% 近くなるような地区も出てくるということを考えますと、モデル的な地区を設けて、その地区において、先ほど部長もおっしゃられたとおり、人と人とのつながり、そして人と人の信頼関係であったりコミュニケーション、まさしく共助の精神の中で支え合うというようなことが高齢者の皆さんにとっての生きがいづくり、また世代を超えた交流が生きがいづくりにつながるのではないかと考えております。

そのような中で、以前 6 月の議会で御提案をさせていただいたモデル地域を選定してということで、詳細に私の考え方、またこのような取り組みをさせていただいてはどうかというようなことで、福祉部のほうには箇条書きではございますが列挙をさせていただいたものを提出させていただいております。部長もそちらのほうは御存じであろうと思えますし、今もしかしらお手元に持っていただいておりますが、このような詳細に、例えば生きがい事業として 1 つにふれあい事業、これは敬老会のほかに、長寿を祝い、敬い、高齢者の方と共有・共感できる事業の実施、自治会・子供会との連携、例えば花見会であるとかクリスマス会、食事会等の事業を行う。また、もう 1 つのふれあい事業としては、公民館を活用し、規制や煩わしさのないふれあいサロンの設置。現在でもふれあいサロンはございますが、規制やいろいろな縛りがあって、大変使い勝手が悪いという市民の声も聞いております。

また、張り合い事業として、高齢者の方が自治会、地区において、地域づくりの一員としての役割と奉仕できる仕組みづくり、位置づけ、活動の実施等の明確化。例えば登下校の見守りであったり、通学路の美化、ラジオ体操等の指導等の役割というようなことでございます。また、もう 1 つの張り合い事業として保育所・小学校との交流、地域先生としての登用、また高齢者の方ならではの、今、私たち含めて若い世代になくなりつつあるであろう温故知新事業として歴史、伝統文化、習慣等の継承等のお手伝い。

また、つくり合い事業として公園施設、堤防道を活用するウォーキングロード、ラジオ体操広場等を整備し、体力維持・向上に努める。例えば、年間を通してラジオ体操を実施していただけるような取り組み。これは、公が、行政が押しつけではなく、そのようなモデル的な地域で手を挙げていただけたところがあれば、一遍にこのようなことができるわけではございません。例えばの例で挙げましたので、そのようなことをやはり民間で、また市民でできることは市民でしっかりと、福祉もどこまでも行政、また公に頼っていくばかりではございません。やはり、最終は地域、自治会が核となって、しっかりと地域のお年寄り、子供は見守ると。そして、高齢者の皆様方にも生きがいを持っていただくというような取り組み、仕組みというものが大切であろうということで御提案をさせていただきました。

今、ざあっと読ませていただきましたが、その前には当然、自治会の主要事業として位置づける生きがいづくり推進委員等の選任をしていただけてというようなことも考えられますし、またその実施の前には自治会にしっかりとその趣旨であったり目的、意義を理解していただくということで、自治会の皆さんにアンケートを実施して、また同時に高齢者、老人会の皆様方対象のアンケート、それは私たち支える側、また実際に高齢者であられる方の意見の相違があってはいけないということで、その方たちにもアンケートを実施してはどうかということで、どのような生きがいづくりとして事業、活動、取り組みが大切であるかということ事前にしっかりと網羅し、また理解をした中で始めることが大切なのかなあと思います。

ただいま申し上げたことに対して、所管部長のほう、どう考えますか、お聞かせください。  
議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） この点につきましては、既に自治会連合会の役員会のほうにも少しお話をさせていただいております。

その中で、また詳しい内容を次回の、今月の20日に行われます自治会の連絡会という名称だと思いますけれども、そこでもまたお話をさせていただく予定をしております。

とにかく、瑞穂市の地域支え合い体制事業としまして、私のほう、地域支え合い愛事業と名称をつけたいと思っておりますけれども、そういった中で、とにかく先ほど申し上げましたとおり地域力が大切だと考えておりますので、そういった事業の展開を進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

地域支え合い愛ですか。あいは合いで、その後はラブの愛ですね。

10年、20年先に高齢化率が著しく高くなった後の対応というのは後手後手に回るばかりであろうかと思えます。ぜひとも瑞穂市ならではの特性、また土壌、また歴史であったりというも

のを考えた中での仕組みづくり、またモデル的に精査していただいた中で、検証していただいた中で、しっかりとどの地区にもお示しができるようなモデル的な地域、それには今おっしゃっていただいた地域が核となるということがまず大切であろうと思いますし、地域の皆様方、住民の皆様方、市民の皆様方のお力添えが必要かと思います。ぜひとも推進していただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

まず新聞のほう、ざあっと読みますので、時間内には終わらせていただきますので、大切なことかと思しますので、ちょっと新聞記事のほうを読ませていただきます。

これは9月30日の海津市南濃町、そちらのほうを取り扱った記事でございます。

「高齢者の足、地域で支える。近所の商店が閉店し、お年寄りが買い物に困る「買い物難民」が社会問題化している中、海津市南濃町の石津地区社会福祉協議会では10月1日から市民ボランティアによる無料の高齢者送迎サービス事業をスタートさせる。運転手らボランティア、買い物や通院支援。

海津市内の高齢化率は23%を超え、同協議会では昨年度、通院・買い物などの外出が困難な高齢者を支援する送迎サービスを提案。同市平田町のNPO法人まごの手クラブの外出援助を初め、恵那市中野方町や可児市での送迎サービスを視察、民生委員の協力でニーズ調査などを進め、事業を立ち上げた。

ボランティアとなる市民有志は、市内の西濃自動車学校で安全運転講習を受けた運転手27人と、送迎の予約受付を担当する女性ら15人。送迎先は当面海津市内、三重県多度地区のスーパー、病院、公共機関など。利用できるのは70歳以上のひとり暮らしか75歳以上の高齢者世帯で、運転手などの手助けが受けられない人。サービスを希望する27人が登録した。

利用は平日午前9時から午後4時で、送迎用の軽乗用車1台は県社会福祉協議会支え合いの活動づくり補助金で購入した。

事業発足式が25日、南濃町吉田、働く女性の家で行われ、松永市長は、かゆいところに手が届き、住民の足となるサービスでより住みよい地域にと期待。田中会長は、地域で登下校の児童を見守るスクールボランティアを8年前から実施している。高齢者の送迎支援もボランティアで続けられるといいと語り、好発進を願った。」

これが9月30日の海津市で始まった、市民・地域によるボランティアでの高齢者の足。これは買い物、また通院等を市民ボランティアの手で手助けをしていきたいというようなことでございます。

またもう1つ読ませていただきますが、10月30日のこちらも新聞記事でございます。

「高齢者を支援、無料送迎開始。可児の団地住民。

県の「地域の絆づくり重点推進モデル事業」のモデル地域に指定されている可児市若葉台で

29日、住民ボランティアによる高齢者の無料送迎サービスが始まった。自動車の運転ができないなど、移動手段がない高齢者の買い物や通院などを支えるのが狙い。

若葉台は丘陵地にある住宅団地。同市でも初期の1971年に開発され、高齢化が進んでいる。昨年度の高齢化率は36.5%。無料送迎サービスは、団地と名鉄西可児駅前のスーパーを専用のワゴンで結ぶ。乗降所は団地内に12カ所を設置。平日で6カ所ずつを経由する。午前中に4往復走る。乗車できるのは事前に登録した団地の高齢者で、29日現在42人、運転ボランティア12人も団地の中の住民。初日、団地からスーパーまで乗った75歳の女性は、これまで約1時間歩いて買い物に来ていた負担が減りありがたいと話していたという記事も掲載されております。

このように、各他市町ではさまざまな支援事業の取り組みがなされていると聞いております。瑞穂市においても買い物、通院支援としてみずほバスの活用等を含めて、これまで検討、思案し、取り組んでこられた経緯もございますが、発車数、発車時刻、発車場所等々、さまざまなニーズに対しての公共性、経済性、利便性においての問題点・課題点が山積し、その活用は現状では困難であると私も理解するところでございます。

そこでお尋ねをいたします。24年度第1回定例議会でも同様の御質問、御提案をさせていただいております。高齢者・障害者の買い物、通院支援事業についての瑞穂市としての取り組みと、そのお考え方についてお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 平成24年度から26年度までの老人福祉計画を策定するために、平成23年の2月から3月にかけて、サービス、ニーズの把握をしました。

そうしましたところ、第1位であったのが施設の整備、入所できる施設をつくってほしいよと。それから2番目に緊急時の通報システムをお願いしますと。それから3番目に通院の交通手段。それから4番目に食事の支援。それから5番目に近所での憩いの場所の整備、それから買い物代行などがございました。

こういった市民からの要望に対して、市内の老人の、私のほうの福祉施策というわけではないんですけども、民間の力もかりまして、市内に老人の入所施設ができました。それから、見守り隊の設立もできました。それから、緊急情報医療キットですが、今皆さんのほうへお配りしているところだと思っておりますけれども、それもやりました。それから、配食サービスの充実の値下げをするなど充実を図れたというふうには思っております。

しかし、議員御指摘の買い物支援については整備がされておられません。このような中、先ほど新聞でも御紹介いただきましたけれども、各務原市のシルバー人材センターが、ことしの7月からワンコインで「高齢者いきいき生活サポート事業」をスタートさせております。各務原市は要支援高齢者らが住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりや、作業意欲のある高齢者の生きがいづくりなどを目的として支援しているというふうにお聞きしております。

こういった事業を本当は市民のボランティアで構築していただくとありがたいことだと思いますけれども、現在、瑞穂市及びシルバー人材センターにおいては、この取り組みについて研究中でございます。早ければ来年度の新規事業として実施していただけるものと私のほうも期待しておりますけれども、この件に関しまして、ことし、理事会でもお諮りになっている次第でございますけれども、当市としまして、この事業の趣旨は、先ほど述べましたけど、瑞穂市としても高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して生活するためには進めていかなければいけない事業と考えております。高齢者の生きがいをサポートするよい事業と考えておりますので、御理解をお願いします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

5 番（森 治久君） ただいまシルバー人材センター、これは各務原でワンコインでというようなことで、そのような取り組みもひとつ視野に入れてというようなことでございますし、既にシルバー人材さんのほうには御相談もしておられるというようなことでございますが、今、私ちょうど御質問させていただいたのが、こちらの県事業が、県の補助金、先ほども私申し上げましたが、新聞紙上にも1つの海津のほうでは、その軽乗用車、送迎用の、こちらは県社会福祉協議会支え合いの活動づくり補助金で購入した。また、もう一方の可児の住宅団地のほうでは、県のモデル事業となって始められたということで、県の「地域の絆づくり重点推進モデル事業」でモデル地域に指定されて始められた。また、6月の折に私、御質問させていただいたときにも御紹介をさせていただいたと思いますが、24年度、県のほうでは支え合いセンターを開設して高齢者の生活、地域で見守るということで、通院や買い物サポートというような取り組みを、これもモデル的な選定をして始められた補助事業であると思います。

そんな中で、瑞穂市もこのような県または国の助成または補助があるような事業に手を挙げていただいて、また必要なものは必要でお金がかかると思います、始めるには。しかし、その後は、先ほども福祉部長も申し上げられたとおり、地域の方がしっかりとその役割を担っていただくためにも、システムづくりというものは、やはり行政が考えることが必要かと思えます。その後は、しっかりと地域の安全・安心は地域で守っていただくというような取り組みまたはそういうような願いを持って、行政は対応していくことが必要かと思っております。

いずれにせよ、補助金等まだまだ県・国であろうかと思えます。このようなものをしっかり活用していただいた中で、システムづくりと仕組みづくりをしっかりといただいて、地域の各自治会、また校区単位になるかどうかはわかりませんが、いずれにせよそのような場の中でしっかりとお考えをいただけるような提案の仕方、またお示しの仕方、導く姿勢を行政の皆様方には持っていただけたらなあと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、高齢者・障害者の公共施設利用における支援及び減免について、現状とまた

今後の取り組みについてお考えをお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、高齢者の支援の核となる施設としましては、現在使用している施設、すなわち老人福祉センターでございますけれども、主になると思いますけれども、包括外部監査で御指摘があるように、まず有効利用が第一と考えておかなきゃいけないと考えております。

これについて、厚生委員会においても、ことし8月24日に老人福祉センターを見ていただきました。さらに10月2日、それから先月22日の協議会で、この施設の今後のあり方について御協議いただきました。その内容を次回の全員協議会においてもお話しさせていただく予定をしております。

内容につきましては、平成23年度においても厚生委員会において視察をしていただいております。この中で、平成23年度にこの施設の運営の検証を行いました。その検証の中では、外壁と内壁の目視では構造的な欠陥はないとのことでした。しかし、バリアフリー化や利便性の向上を考えるとかなりの大改修が必要となり、その中でもさしずめお風呂の大改修が必要となります。

お風呂についてはですが、現在、水漏れをしております、水質が衛生的に保障できず、10月5日から休止状態になっております。

しかし、お風呂だけではなく、大改修する前に、先ほど申し上げましたが包括外部監査でも御指摘いただいたように、まずその施設だけではなくて、ほかの施設の利用状況も把握し、対応する必要があると考えております。

また、新規に施設を整備するとなりますと、やはり今後、この目的とか運営方針、将来的な設計、それから経費等もしっかり精査しなきゃいけないということで、やはり今の段階では現状のあるものをどう生かして利用していくかということを考えていかなきゃいけないと考えております。

それから、障害者の施設を少し一緒にお話しさせていただきますけれども、核となる施設としては、現在は先ほど庄田議員のときにも述べましたけど、核となる施設はございません。やはり、先ほどの庄田議員のときにもお話ししましたように、まず相談支援事業を確立していかなきゃいけない。もちろん場所もですけど、どういったことでどういった悩みがあるかとか、どういった計画をしていかなきゃいけないということで、この点についても議員の皆様とか関係者、それから関係機関を初めとしまして御意見を聞きながら、施設の確保を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

5番（森 治久君） 先ほど、庄田議員の質問の中でも、核となる施設、これは障害者の皆さんにとっての核となる施設、またこれは障害者の方だけではなく、今後、私たち健常者でも大変厳しい社会でございます。そんな中で、障害者の方初め、高齢者の皆さん、大変厳しい中でいろんな社会環境の中で御家族初め、お身内の方も含めて、いろんな御苦労をされておると思っています。

今、部長のお話の中で、核となる施設よりも先に、どのようなことがニーズとしてあるのかというようなことを精査してということでございますが、私は核となる施設がなくて、そのようなことを、もちろんその議論、その取り組みであったり、前もっての準備というのは大切かと思えますし、どのようなことを望まれて、どのようなことが必要なのかということを経査するというのは当然のことでございますが、核となる施設はやはり同時に、並行して必要なものかと思えます。

これは瑞穂市においては総合センターがそれにかわるもの、また老人福祉センターというのがそれにかわるものということになるかと思えますが、やはり今後は福祉または障害者の皆様がそこに相会する中で、しっかりといろんなことを今後、またそしてお互いの日常のご話をお話をしていただくことによつて、それによつての先ほど私が申し上げた生きる気力、また今後この夢がないと思われるような社会においても、しっかりと生きる気力と生きがいをそこに見出していただくためにも、核となる施設は必要ではないかと思っております。

これは高齢者、また障害者の皆さんが使い勝手がいいような施設ということで、福祉的な総合的な福祉センター、または名称はどうであろうが、そのような施設というのは、瑞穂市5万2,000有余の市民が今集う中で、またそして安全・安心に暮らしていただきたいという願いがあるならば、先ほどの市長の政策マニフェストに掲げておられる「人と自然に優しい 災害に強いまちづくり」であれば、人に優しい瑞穂市ということであれば、やはりその核となる施設の整備というものが重要かつ重要であるかと思っております。ぜひとも今後、限られた財源ではあるかと思っておりますが、しっかりと優しい瑞穂市のまちづくりを推進していただきたいと思つ次第でございます。ぜひとも前向きな御検討をいただけるようお願い申し上げます。

また、先ほどの減免のお話ですね、私、質問でさせていただきました。現在、公な団体での使用等は、この総合センターを例に挙げますと、減免または免除の措置がとられております。しかし、個人的に利用、使用するときは、これはその要項にはございませんので、最後の4つ目の要項、市長の必要と認めるときはその減免対象になるということでございます。

こちらをあわせて、公の団体というものは、それに属してみえるのは最終的には市民でございます。市民の方が使い勝手がよく、そしてまた柔軟に対応していただく行政の姿というものが、今、市民の一番のニーズではないかと思っております。ぜひとも要項等、市長の判断するところでございますので、市長には先ほども申し上げた、大変厳しい中での障害者の皆様方が

親また家族、兄弟の介護、手助けをいただく中で生活されております。どうぞそのような公共施設を利用していただくときには、減免なる、また瑞穂市ならではの支援というものができるといったような仕組み、またそういうような対応をとっていただけたらと思います。

これについて、市長または副市長のほうから御答弁いただけたらと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 森議員のほうから、高齢者また障害者の支援事業ということで、いろいろ他市町の事例等々も挙げていただきまして、御質問をいただいております。

私は2期目のこの基本理念を「人と自然に優しい 災害に強いまちづくり」と掲げております。人といいますのは、ノーマライゼーション、いわゆる障害のある人もそうでない人も、それぞれの地域で生き生きと暮らせるような、そういうまちづくりをしたいということで掲げておる。そういう中での御質問でございます。

いろいろ今聞いておったところでございますが、いずれにしても、これは地域といいますが自治会単位になるわけですね、はっきり申し上げまして。まず、私申し上げておるわけですが、今いろんなイベント一つとりまして、校区でやっておられますね。これが自治会単位でああいったことをやっていると、そこにまず参加して、子供さんからお年寄りまで参加していただけるような、そういう体制からつくらないことには、これは自治会長にこういったことをお願いしましても、なかなかそういう体制から、特に旧巢南地区におきましては、自治会単位でそういうことをやっていたいております、自治会には全て地域の公民館がございます。ですから、もうそういったいろんなことを取り組んでいただいておりますし、まず自治会単位で触れ合っていただく、そういうところから始まっていくのではないかと考えております。

そういうことができへんのに、自治会長にお願いをしましても、なかなかあれでございますので、できれば今、議員がおっしゃられるようなことを、それぞれの地域でモデルのそんなところ、お話にございました、私ども海津のこともございました。どこか教えていただければそこへも行きまして、どのようにやっておられるか、そういったところも実際見せていただいて、本当にこれがというあれでございましたら取り入れさせていただく。

そういう中で、できれば、森議員いろんないいことを言っておりますので、自分のお住まいの地域で、そういうモデルになるようなことをやっております、これはとだけ言いただければ、私どももあれでございます。なかなか、私ははっきり申し上げておきますが、どんどんこういうことをやりたいんですが、私としまして、今はもう公園がないから公園をつくってくれ、大きな莫大な投資をあちこちでおるわけですね、はっきり言って。こういったものができておれば何でも聞けるわけですが、まだそんな段階の、まず安全の防災の災害に強いまちづくり、その関係のやっぱり避難できるような、憩えるような、そういう場所づくりをま

ずやらないと。そんなことをやりながら、こういうこともやってと、とてもやないが私のような頭はパニックになるような状況なんです、はっきり申し上げまして。そういったこともございまして、お話を伺っていますと本当にいいお話でございます。よく勉強もされておりましたありがたいなと思います。

いずれにしても、そんなことを言っておってもだめでございますので、いろいろ聞きましたこと、しっかりと私も自分の足で見ながら、できることではございましたら早く取り組みたいな、そういったことを申し上げて、また具体的にどうこうということになると、私いろいろ聞きましたこと、ひとつ見させていただいて、できることでしたら早く取り組みさせていただく、そのことを申し上げまして答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

5番（森 治久君） 市長から御答弁いただきました。

まずは、そのハードになる人が集えるような公園、場所づくりということで公園の整備であったりというような順番があるというお話もいただきました。当然、先ほど私申し上げたとおり、障害者の皆さん、高齢者の皆さんにとっての核となる場所づくりも同じでございます。そのような場所もしっかりと順番に優先順位を持って整備していただき、そしてその片方では地域の皆さんが、住民の皆さんがしっかりと私たちにできることは、住民みずからができることはやりますよというような意識を持っていただくためにも、核となる施設、それは公園であったりまた福祉センターであったりというものの整備を今後ますます検討していただきたいと思えばかりでございます。

それでは次に、職員定員管理の見直しのお考えについての質問に移らせていただきます。

急増する移譲事務や多様化する市民ニーズへの対応が困難となる今後の職員定員管理についてのお考え方、またその意義をお尋ねいたします。また、これまで以上に民間活力の活用及び効率性、経済性を高めるための民間企業、コンサルタント業務等の活用についてのお考えもあわせてお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 森議員の御質問、職員の定員管理の考え方についてお答えをいたします。

森議員の御指摘のとおり、権限移譲の事務はことしの10月には旅券発給事務を初め、事務の多少により約30を超えるような移譲事務がございます。さらには、来年度から福祉部門での移譲事務もふえて、かさんできている状況にあります。また、まちづくりの推進の観点からも、市民の皆さんへの情報の提供などで事務が増大したり、包括外部監査などの対応にも事務が増加している状況でございます。

職員の定員管理につきましては、平成17年の3月に、いわゆる集中改革プランの通知があり、瑞穂市においても定員管理計画で計画的に管理をしているものになります。この計画につきましては、市民の皆さんの代表するメンバーで行政改革推進委員会にもお諮りし、承認を得ているもので、ホームページにも公開をしております。また、その計画によりますと、一般事務職は平成24年4月に212人から、26年、27年には211人と1名減になっております。さらに、平成18年6月には、簡素化で効率的な事務の実現のためにという推進で、平成22年4月までには4.6%とか、平成18年8月にはさらに指針があり、定員の削減といいますが、純減を5.7%までにするということが平成23年度まで継続になったままでございます。

以上の内容を要約いたしますと、平成24年度からは地方公共団体の定員管理は、定員管理の推進も資するものとしておりますが、地方への権限移譲事務もあり、地域の実情も踏まえつつ、行政サービスと職員数のバランスをみずからの市で考えるようなことが重要であるというふうになってきております。

ただし、先ほど申しました瑞穂市の定員管理計画がありますので、その見直すためには行政改革推進委員会での御審議を経ることが必要になります。

以上で答弁とさせていただきますが、森議員さんの御質問の要旨に外れたかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

5番（森 治久君） ただいま、森部長のほうから御答弁をいただきましたが、移譲事務や多様化する市民ニーズということで、まず職員定員管理のほうの所管の委員会のほうでしっかりと審議をしていただき、必要な職員数を確保していただくというようなことが必要かと思いません。

私もう1つ、民間活力ということでの御質問もさせていただきましたが、こちらはどなたから御答弁いただけるのか、あわせてまだ御答弁いただいていない部分があれば御答弁いただきたいんですけど。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 森議員の民間活力の件でございますが、これは背景は小泉内閣のころに、要は行政コストの削減ということを掲げられまして、要は民にできることは民にということで、ワークシェアリングとか、あるいはダウンサイジングということで、仕事を細かく見まして、そしてアウトソーシングするという流れの中でやってきたわけですね。

その中で、結局、公共サービスをつくったり、施設管理公社を今運営しているのがそういった実態でございますが、一方では、例えば道路関係ですと図面をつくったりですとか、それから市の職員では専門職的に不可能な部分については、いわゆる民のほうに頼んでやっていただ

いておるところでございます。

ただ、内部でチェックできる視点がないといけないということで、そういった人員も一応採用はしておりますが、その職員が全てを設計までやるというわけではなく、概略設計とか詳細設計については全て、今、民を活用して運用しておるところでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

5番（森 治久君） ただいま副市長のほうから御答弁いただきましたが、私も言葉足らずで、まだ本当は次の質問もでございます。

民間活力の活用及び効率性、経済性を高めるための民間企業という御質問をさせていただきました。これは今、副市長のほうから御答弁をいただきました内容にもありましたが、私は職員、公僕であられる皆様は、職員でしか、公僕でしかできない業務、職務というものをしっかりと職員定員管理がされている中、10人、20人、30人、50人、100人職員が必要であればふやせるという今現状ではないことを考えますと、民間活用、また民間企業の活用ということで、コンサルタント業務等は、例えば図面の作成、測量であったりというものは民間でプロフェッショナルといわれる方にしっかりと必要な調査依頼をして作成させるということができると思っております。

そんな中で、皆様方職員、公僕であられる方には、先ほども地域のつながりというものがございましたが、地域のつながりを持っていただけるような対話であったり、会話であったり、御説明であったりというような時間に時間を費やしていただいて、しっかりと行政主導の万能のまちづくりではなく、市民が主体となったまちづくりが実現できるためにも、そのような公僕でしかできない職務というものに携わっていただきたいということで、民間企業、コンサルタント業務等の活用をした中で効率性、経済性を高めていただき、市民と対話、会話の時間に費やしていただきたいというようなことで御提案申し上げます。

また1つ、地域の自主性及び自立性を高めるためにもということで、今議会でも国のほうから通達、通告がある自主性、自立性を高めるための改革ということで問題提起がございます。また、市長の政策マニフェスト「人と自然に優しい 災害に強いまちづくり」を着実に推進する上でも、行政組織、事務分掌の見直しを含めた組織再編成が急務であろうかと考えております。

そこで1つ具体例を挙げますと、先ほど申し上げたことと重複するやもしれませんが、瑞穂市においては市街化区域内においても、いまだ未整備箇所が点在する現状であり、今後、人口増加、そして発展、発達する可能性を秘めた瑞穂市にとって、市長のマニフェスト、また理念でもあられるインフラ整備、基盤整備をしっかりと整えた中で、今後の瑞穂市のまちづくりを進めてまいりたい。またそんな中でインフラ整備、基盤整備を効率性、経済性を考慮し、推進

するためにも、必要な土地を円滑に、そして必要な土地を前もって計画的に購入できる、住民の皆さんにお願いできるためにも、用地課なる課の必要が今後瑞穂市においては特に必要ではないかと思っております。

他市町のように人口が減って、基盤整備、インフラ整備にお金をかけられないよというまちではございません。まだまだ人口がふえるまちであると推計が出ております。そのためにも、中途半端な整備にならないように、そのためには用地の取得を計画的に行う、またスピーディーに、速やかに、円滑に行う。そして、その対話、会話には職員であられる公僕の皆様でしかできない、一般の民間企業にはできない職務でございます。そのような課の設置について、どのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 課の設置云々ということよりも、まず瑞穂市は合併して以来、人口がどんどんふえているまちなんですね。先ほどとちょっと重複しますが、森部長が言いましたように集中改革プランというのができました。これは、平成17年3月に総務省が地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針というのを出したわけですね。これはなぜかということ、合併がされてきて、そしてもう同じ仕事をやる職員が何人かいるもんで、職員を減らさないという大命題ができたわけですね。

ただ、そこは合併をしたことによって事務は一元化されましたけれども、人口も減っているところもあります。ただ、瑞穂市においては合併したその日から、もう既に人口はふえておまして、既に4,000人もふえておるわけですね。

そういう状況と人口が減っていく町と一緒ににはならないということで、それは前鳥取県知事の片山善博さんが総務大臣になられた、これは平成22年の9月から総務大臣になられたんですが、もうこの集中改革プランというのはいよいよおかしいと。地方分権というように、今議会でもいろいろ2次の一括法でどんどん仕事がかかっているわけですね。仕事を地方に振りまきながら、職員を減らせというのはいよいよおかしいじゃないかということで、既にその定員管理というのはいよいよと、自主性を持って判断しなさいということをやっている。

そういう中で、ただ瑞穂市の場合は過去の定員管理を1次、2次とやってきまして、職員を減らしますという約束はしてございますので、まずそれを直ささせていただいて、そして今の状況では住民サービスが満足に行かなくなるおそれがありますと。人口がふえているということは仕事もふえている、地方分権で2次一括法で来るということはそれだけ仕事をやっていかないかんですわ。条例をつくったということは、つくるのは下敷きがあってつくりますけれども、今度運営するのはマンパワーなんですね。

そういった意味で、先ほど言われましたように、公は公のやる分野があるんじゃないかということでございます。その部分を十分にやっていくには、まず定員管理をなぶらせてくださいと

いうことを行革推のほうにお話をさせていただいて、そしてそのお墨つきをいただいたら、新しい今度システムをどうするのかということになれば、しょっちゅう機構はなぶっておるわけにいきませんけれども、その新しいそういう課題をこなしていくためのポジションなり、仕組みづくりが必要だと思います。

現に、子育て支援の関係事務については、福祉部から教育委員会に持っていき、幼児支援課を設置し、福祉部の児童高齢課を廃止。健康推進課を市民部から福祉部へ移転し新しい仕組みをつくっております。

そういった中で、絶えず組織というのは、その時代時代に合った形で検討を加えながらやっていきたいなと思っておりますが、まずは職員を確保してからの話でございますので、確保ができるような手続を踏まえまして、速やかな、スピード感を持った事務運営をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

5番（森 治久君） 当然のことでございますが、職員定員の管理、これはまちの特性によっては、先ほども副市長が申し上げられた人口が減っており、または過疎化している、またはどんどん人口が流出をしているというような地域と違って、瑞穂市における行政サービス、これは市民サービスでございます、公共サービスでございます。サービスが、人口がふえておるそかになったよ、手が回らないよというようなことがないような職員さんの配置、これは定員の増も含めて、しっかりとそこら辺は整備していただきたいと思っております。

また、職員でしかできない業務は職員の方にしかできない業務でございますので、それで時間が費やされるということがないような民の活用というようなことをお願いしてまいりたいと思っております。それがいずれは市民の皆さんにとっての充実した、そして市民の多様化するニーズに応えられる行政サービス、公共サービスというものになると信じております。どうぞ、そのような必要な職員数はしっかりと準備していただき、配置していただき、市民の皆さん方にしっかりとそのような対応がとれるような行政として組織づくりをしていただきたいと思っております。

時間もございませんので、先ほどの民のできることは民、また行政の皆さん、公僕でしかできない、皆さん方にとっての職務は皆さん方に、それには必要な職員数はしっかりと配置していただく中で、瑞穂市の「人や自然に優しい 災害に強いまちづくり」の推進、実現に向けて、しっかりと今後も着実に臨んでいただきたいと思っております。私のほうも、その是々非々の中で、また協働の精神の中で、しっかりとその実現に向けて対処してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

全ての一般質問をこれで終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございます。

した。

議長（藤橋礼治君） 以上で、5番 森治久君の発言は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

11時15分から再開をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時18分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

ただいま藤橋議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

今まさに日本は衆議院選挙の真ただ中であります。前回の衆院選の前にリーマンショックが起こり、その後、公共事業の削減、そしてヨーロッパの経済不安、円高、デフレ、株安、そして昨年、東日本大震災による津波被害、原発被害と発生、ことしになり日本を代表する大手家電の会社の大きな赤字、そしてリストラ、そして再編成。そして、ますます私たちの身の近くに少子・高齢化、これがますますはっきり目に見えてきました。

私たち瑞穂市は、ことし合併10周年を迎えております。23年度の財政の報告書を見る限り、財政の緊急性は少ないと思いますが、この大不況の中、合併10周年を節目として改善、改革、再構築をしたらよいと思うことがあります。そのことを中心に質問させていただきます。

これよりは質問席にて質問させていただきます。

最初に、情報管理について質問させていただきます。

安心・安全のまちづくりとよく言われますが、昨今、情報が売り物になるということで、全国の自治体からある情報屋さんに2万件以上が1情報1万円で、それが次の情報屋に2万3,000円、そして最後は1件当たり数万円で売買されています。

情報管理はまさにソフト面の安心・安全のまちづくりです。市役所内に蓄積されています戸籍情報、職歴情報、不動産情報、納税情報、車両の使用者情報、国保の情報、さまざまな情報が蓄積されています。その管理状況はどんな方法でどのように行われているのか、御答弁ください。お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、市役所の全体の説明をちょっとさせていただきます。

電子データにつきましては、外部媒体への出力ができないように、もう既に管理がされております。どうしても出力をする必要な場合は所属長の許可をもってということになっておりますので、基本的にはパスワードで個人のキーコードが決まっておりますので、よそへ出ること

はないと思っております。

紙媒体については、機密情報について鍵のある棚等で保管をし、個人情報に対し適正な取り扱いを行っているところでございます。

また、職員教育としましては、セキュリティ研修として、今現在パソコン上で研修ができるeラーニングというのがございますので、それを受講させております。

また、情報の流出対策ですが、関係法令の遵守はもとより、瑞穂市職員に対して個人情報の保護法、そして条例のもと、一応、情報セキュリティポリシーというものをきちんとつくっております。情報の流出には細心の注意を払っているところですので、よろしく願います。

基本的には、見ることのできるもの以外は見るできないということになっておりますので、よろしく願います。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） それでは、教育委員会、こちらのほうにも学校関係のこととか多々情報があると思います。保護者名簿に始まり、それにより両親の状況、そして生徒の状況、家族の状況、家庭の状況。また、皆さんが集います図書館ですね。こちらにおきましては図書カード、こちらの名簿、そして貸出本の利用状況、そして利用者、そういったさまざまな情報がこちらにもございます。

また、情報を欲しがる情報屋にとってみたら、図書館の情報も、これはすごくまたお金になるんじゃないかなと私は思いますが、そういったものにつきましてどのような管理をとっておられるのか、お答えくださいませ。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、教育委員会関係ということで、学校関係、それから保育所、図書館の情報管理についてお答えをいたします。

学校における情報管理については、平成21年度に瑞穂市立小学校、中学校及び幼稚園における情報及び情報機器の管理に関する内規というものを作成しております。学校等に通知し、その徹底を図っております。

その主な内容につきましては、パソコン等の情報機器やUSB接続型のフラッシュメモリー等、外部記録媒体の取り扱い、ホームページ等に公開する個人情報の取り扱いについてです。

その中で、個人情報につきましては、原則として外部に持ち出さないようにしております。また、記録媒体やノートパソコン等、使用しないときは校長室または職員室内の金庫、施錠できる棚等に保管するようにしております。また、指導要録や健康診断書等の重要な個人情報、こういうものは耐火金庫で保管し、外部への持ち出しを禁止しております。また、児童・生徒

の名簿は1冊ずつ番号を記入して所在を明らかにし、厳重に保管するようにしております。

それから、保育所ですが、保育所で保管している個人情報としては、身長、体重、既往歴など記録した児童表、それから保護者の緊急連絡先やお迎えに来られる方を記録した安全カード、保育所での様子を記録した保育要録、保育所の通園名簿や卒園名簿などがあります。こうしたものは、職員室や書庫など鍵のかかる部屋の鍵のかかるキャビネット等で保管しております。

それから、図書館におきましては、貸出カード作成による登録者の情報、申請書とパソコン内のデータがありますが、こうしたものは施錠とセキュリティーのかかる場所に保管・管理されて、職員も事務上必要がある場合のみ利用できるようになっております。また、DVD、インターネット利用申請時の申込書は、期限を設けてシュレッダー処理しております。インターネット上の情報につきましては、各個人がパスワードを設定しておりますので、本人しか閲覧できないようになっております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 組織の改編によりまして、以前ありました市の施設管理公社、そして瑞穂の公共サービス、こちらがふれあい公共公社に再編成されたと思いますが、施設管理公社、そして公共サービスの発足した時点と、そして新しくふれあい公共公社が組織された今日と、情報に対する考え方が、時代的なこともあるかと思いますが、より情報が漏れないようにという大事な時代になってきたと思うんです。この差があるだけに、年数的な差があると思うんですが、今回の新組織発足に伴いまして、情報管理について、面接のときとかそういったときの講習とか、そういったことは徹底してやっておられるのか。また、個々に指導とかいったこともしておられるのか、そういったことについてお尋ねいたします。よろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 棚橋議員の情報管理についての御質問にお答えいたします。

ただいまのふれあい公社とか瑞穂公共サービスとか施設管理公社につきましては、市の組織ではございませんのであれなんです、個人情報につきましては、市の職員同様に個人情報の管理をしてもらうように考えて、徹底してやっているということ聞いております。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） くれぐれも今質問させていただきました部署の方々をお願いしたいのが、情報を出した職員の方も社会的に大きな大きな痛手を受けるはずでございますし、これはお金だけの問題でなしに、また瑞穂市の信用も失墜するわけですので、今御答弁いただいたような管理方法で、なおかつ念には念を期してやっていっていただきたいと思っておりますし、それと戸籍法を含んで、重要な情報がさまざま庁舎内にあるわけですので、再度、職員の方々にこの重要

性の認識を持ち続けていただくためにも、時々、勉強会、講習、そういったことを行っていたきたいと思うんですが、そういった計画はございますか。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） ただいま戸籍等ということでお尋ねでございますので、住民記録における個人情報保護セキュリティーというところから、市民部の立場からお答えをいたします。

戸籍関係についての証明書の発行・閲覧などについては、システム端末を利用して出力をしておるところですが、こちらは個々にパスワードの付与を行って、取扱者の本人確認の上、実施をしておるところでございます。また、さらに住民基本台帳関係の証明書の発行・閲覧についても、同様のセキュリティーで実施をしておるところでございます。

しかし、最終的には、もう端末機取扱者のセキュリティーモラルというところによるところが大きいところでございますが、常日ごろから、さらには報道事件等の報道があるたびに、情報の流出防止につきまして細心の注意を払うように職員の認識を高めているところでございます。

現状においては、そういったところから対処はできているというふうに考えておるところでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） これは私も新聞とかテレビ、ラジオで知ったことなんですけれども、愛知県内の名古屋市、そして津島市、あま市、こういったところで戸籍情報の事前登録に基づく本人通知制度、要するところ戸籍情報の不正取得防止に効果的であると。事前に登録しておく、第三者に住民票などが交付された場合、本人に知らせが届く、本人通知制度というらしいんですが、事前登録に基づく本人通知制度が効果を発揮してきていると。事前登録制度をつかった市町には、情報屋さんがそれが一つの抑止力になって近づかなくなってきていると。だから、現実的には登録者は少ないんだけど、例えば瑞穂市が事前登録制度を採用したよということになると、それが情報屋にとって抑止力になりまして、瑞穂市に近づいてもあかんわなと、こういった方法があるからねということになるんじゃないかなということが、最近新聞で大きく報道されていました。

このことにつきまして、瑞穂市においても、ソフトの安心・安全のまちづくりのためにも、こういった事前登録制度というものを採用なさるような計画とか研究とかはございますか、お答えくださいませ。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 今議員から御紹介いただきました事前登録型本人

通知制度でございますが、こちら住民票の写しや戸籍謄本等の不正請求及び不正取得等による個人の権利侵害、人権侵害の防止を図るといふところの目的として、住民票の写し、戸籍謄本等の本人の代理人または第三者に交付したときに、その交付した事実を事前に登録していただいた御本人に対して交付事実の通知または交付事実の証明書の発行をするという事前登録型本人通知制度というものでございます。

この制度は平成21年6月1日、大阪府の大阪狭山市というところが導入したのが最初でございます。

この制度ができた背景には、個人情報先ほどの議員の御指摘のように売買できるというところと、またさらに国家資格を持った特定事務受任者といわれる8業士、弁護士とか司法書士、土地家屋調査士、税理士などの方々が、この住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得行為というものが全国で発生しているというところからでございます。

現実、市民課の窓口ではこうした代理人による住民票の写し、戸籍謄本等の請求がございしても、もし内容的に取得目的に悪意があっても、請求内容からは不正か否かということは判断ができないということでございますが、議員も御承知のように、民法上では表見代理ということで本人への効力が認められるところでございます。

こうしたことも含めてですが、事前登録型本人通知制度をつくって啓発するというところで、請求理由の偽りや委任状の偽造などによる住民票の写し、戸籍謄本等の不正取得行為に対しまして、抑止効果については効果が期待できるものというふうに考えておりますので、今後、実施自治体の実績や近隣市町の動向も見させていただきながら、研究をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） このことにつきましては、本当に資格者の行政書士さんまでが犯罪者になってしまうというような、今ケースになりつつあるわけですね。ですから、何とかこの抑止力ということで、特に行政書士さんというのは、ふだんからやはり役所の中に入っているわけですから、あの市はだめだよ、この市はいいよとかというふうの、やはり値踏みをされるというか、情報がとれるとれないというのは一目瞭然でわかるわけですね。そのための抑止力のためにも一日も早くこの瑞穂市でそういったことを行っていただきたいと。

だから、実際の登録が仮に少なくとも僕は結構だと思うんです。大きな大きな抑止力になり、新たな犯罪者を生まないため、また新たな被害者を生まないためにも、これは絶対にやっていただきたいと思うんです。これは本当の、ハードではなしにソフトのほうの安心・安全の瑞穂市づくりだと思いますので、ぜひとも一日も早くやっていただきたいと思います。

恐らくまた、部長のほうとしては本当にやらないかなあという心づもりもお持ちだとは思

いますが、そこら辺、さらにスピード化をしてやっていただきたいと思います。

それでは、この次の質問に入らせていただきます。

都市の開発についてということで質問させていただきます。

この瑞穂市、今までは製造業の工場とかが非常に、企業としてお越しになられました。しかし、このドン・キホーテさんが来られたところ、それからカーマさんが立地を決められたところとかで、だんだんこの様相、またこの日本の国自体の形も、海外で物をつくる、そして国内は物販であるというような形に随分変わってきました。

ところが、その物販も小さなものでなしに、S M、ショッピングモール型、そしてS C、ショッピングセンター型、そういった大きなものが動き出すという時代になってきたと思います。

特にこの不況下でも、例えばこの瑞穂市だけとってみましても、ドン・キホーテさん、そしてヤマダ電機さん、そして今度、ハナテンさんの大型中古車センターですね。こちらでは余りハナテンの中古車センターといっても皆さん御存じないかもしれませんが、大阪の今福が発祥の地だったと思いますが、関西では大きな大きな中古車屋さんです。それが、ここ近々に開業なさる。そして、その後引き続いて、来年度の末にはカーマホームセンターと続いていきます。

円高の関係、それからこの好立地、この中から製造業よりも小売店舗の出店ということになってきている。やはりこれは、いかにこの瑞穂市が好立地であるかだと私は思います。

ただ、この好立地であるにかかわらず、市街化調整区域、それから農業振興地域の地区が多数あります。もともとこの用途別の線引きが行われた時代と今、大きく変化してきています。あのころと簡単に比較しただけでも、例えば国道21号線、これも6車線化が今、穂積中原まで来ていますね。ちょうどこの南側のところですね。それから当然、ですから穂積大橋も6車線になりました。そして本巢縦貫道路、その当時は南進はできなかったはずで、朝日大学の手前でとまっておりました。今や見事に、もう南まで抜けることが可能です。こういったさまざまな道路が広がってきました。

ところが、やはりその線引きの前の状態で市街化調整区域、そして農業振興地域がある状況でございます。今後の瑞穂市の発展のため、そして税収確保のためにも、北のほうから申し上げますと、只越地区、そしてその次の北になるのが横屋地区、それから穂積地区、それから祖父江地区と市街化調整地域、そして農業振興区域がかなりございます。こういったところに何らかの手だてを発展のためにできないものかと思うのが1つあります。

そしてお隣の本巢市、こちらの都市計画が抜本的に一部見直しされたと報道で私は知りました。果たしてこれはどのようにされたのか、どのようになったのか、私ちょっと専門家ではないもので一部わからないところもあるんですが、どうしてこのようなこともできるのかということも含んで、知っておられたらお聞きしたいと思いますし、そして調整区域の中でもたびたび申し上げておりますとおり、発展性の箇所がたくさんあることは、市長も、そして執行部の

方々も大いに気づいておられると思いますが、この地域を特化または特例化、何かできないものでしょうか、お答えくださいませ。お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 鹿野都市開発課長。

都市開発課長（鹿野政和君） ただいまの棚橋議員の御質問にお答えしたいと思います。

瑞穂市は岐阜都市計画区域として昭和46年に市街化区域と市街化調整区域という、いわゆる線引きをして以降、昭和48年に用途地域を定めまして、JR東海道線穂積駅、それから国道21号というような重要な交通軸を都市の基盤といたしまして、人口の増加、それから産業の発展を見てきたところでございます。平成8年には用途地域の細分化によりまして、用途地域を8用途地域から12用途にして細分化してきまして、よりきめ細やかな都市計画をしいてきたところでございます。

御質問にあります本巣市の都市計画との比較となりますが、もともと本巣市では旧糸貫町の一部が岐阜都市計画に入っておりました。旧の役場付近を中心に市街化区域が指定されておまして、そこに用途地域が定められていたというところでございます。

今回、平成22年の8月27日でございますが、岐阜都市計画から離脱されて単独の本巣市都市計画をしかれたという状況でございます。これは、合併を機に市の都市計画区域というのは岐阜に一部入っているところを市単独で持ちたいというような市の方針もございまして、単独都計をしかれたというふうに聞いております。

状況としましては、もともとありました用途地域、旧糸貫町の役場周辺ですが、これらにつきましては用途地域を残したまま、市街化区域と市街化調整区域の線引きを外しまして、いわゆる非線引き都市計画として、現在、市街化調整区域の枠を外しまして、それ以外の用途地域を残したところ以外につきましては、特別用途制限区域というのを設けまして、計画的な開発の誘導を図っているというところでございます。

これを瑞穂市に当てはめましたという仮定の話ですが、現在瑞穂市は約6割が市街化区域になっております。この約6割の市街化区域の開発が周辺の残り4割の市街化調整区域にその開発がやんわりとしみ出していくというイメージになっていくことかなあというふうに思っております。それによりまして、現在、市街化区域の中でもインフラ整備がおくれているという御指摘がある中で、さらに都市基盤にかかるコストも増大するものというふうに判断しております。

したがって、後になって手おくれとなるようなインフラ整備が担保されないまま、都市計画が緩やかな規制に向かうということは慎重になると考えております。

また、2つ目に御質問がありました市街化調整区域を特区、特例で保育所、病院、学校施設等、これらを基礎として開発の計画ができないかという御質問でございました。

これは、都市計画法では第2条に基本理念をうたっております。都市計画は農林漁業との健

全な調和を図りつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきという基本理念を定めております。法律によりまして、最低限のインフラ水準を確保していれば、病院、社会福祉施設、官公庁という公共・公益施設につきましては、従来までは開発許可不要としていました。これらによりまして、地価の安い市街化調整区域へ立地するという例が全国的に見受けられたところでございます。

しかし、これらの立地によりまして、例えば病院等ですと、それに付随してくるのが薬局だとか店舗、飲食店の関連施設が立地を誘引しまして、個別開発の積み重ねによりまして、無秩序な街区形成が進んできたというような状況です。

例えばという例で挙げますと、岐阜の大学病院、司町から黒野へ移転したと思うんですが、病院については岐阜市では調整区域でございますが、法律が変わる前の例ということで御紹介いたしますと、大学病院が移設しました周辺を見ていただくとわかるんですが、調剤薬局とか多数のそれに付随したものが誘引されるというような開発が起こってきたというところで、調整区域の中で、岐阜市はあそこに地区計画を定めて計画的な開発を進めているというような状況でございます。

話は戻りますけど、先ほどのような状況で都市計画法では18年に改正されまして、また農地法では平成21年の改正によりまして、これら先ほど言いました公共・公益施設等を許可不要としていたものを、許可を要するということになって、市街地の郊外へのむやみな拡大、これらの施設周辺での無秩序な農地の改廃の防止のために、農地転用等も非常に厳格化されてきたところでございます。

御質問にありますように、これら施設を核として市街化調整区域での立地につきましても、それを全て排除しているわけではございません。重要なことは、第1になぜそこに立地しなければならないかという必然性が必要になってきます。

例えて申し上げますと、穂積地区の調整区域というところで申し上げますと、朝日大学が立地するというこの地域一帯を市のほうで文教地区というようなゾーンにして、それと一体となって教育施設を許容するとか、市のほかのどの場所でも代替がきかないというようなことが認められるということでありまして、当然のことながらインフラ整備がされることが担保されるという前提ですが、そういうような岐阜市でありますような都市計画の地区計画制度を利用して、インフラ整備を明確にすることを大前提として、そういう計画も可能なあというふうに理解しておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 私は、この28平方キロしか瑞穂市はないわけですので、それぞれの土地が僕は財産だと思うんですね。

私は今、思いついたところ4カ所述べましたが、本当にこういったところには開発の必然性があると思いますし、例えば只越でしたら、私は介護とか病院、そういったものを集中させられるいい場所だと思うんですね。駅からも距離がそんなにありません。ですから、そこへ通院なさる方にもそんなには不便じゃなからうと思います。

そして、横屋地区でしたら国道21号線、これがございます。それで6車線化がされれば、あの場所はやっぱりショッピングモールとしたら非常に使いやすい場所になると思います。

そして朝日大学の南側の調整区域ですね。こちらでしたら文教地区として、これは確実に僕は使えるんじゃないかなと思いますし、また祖父江地区、こちらはプラントに並ぶ、やっぱりショッピング街、これをつくることも可能ではなからうかなと私は思います。

ただ、この4カ所は私なりにふっと思った部分、それと同時に日常私が車で走っておりまして、早くここにこういったものができればいいなあと考えたところで申し上げているんですが、ただこれは私だけでなしに、かなりの方がこの4つの地域がそのように開発されれば、すばらしい利便性、そしてまた皆さんが用途として使われると私は思います。

ですから、この開発の必然性。そして、もうあと1つこれにつけ加えるならば、以前にも私、市長にお願いしました国道21号線の6車線化、これが絶対にこの瑞穂市で不可欠だと思いますので、そのことにつきまして、何か道筋ができないのか、市長としてまた何か力を出していただいて6車線化を早期に実現していただきたいと。このことにつきまして、何か進展、またお答えできる部分がありましたら、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 国道21号の6車線化につきましては、6月議会でお答えしましたとおり、市長の熱心な要望活動により、岐阜国道事務所において、今年度は交差点の設計等を実施され、順調に行けば来年度から工事着手したいと伺っております。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 柵橋敏明君。

6番（柵橋敏明君） いや、すばらしい御返事をいただきましてありがとうございます。着実に進んでいるということで理解させていただきます。まず、本当にありがとうございましたと申すと同時に、それに基づきまして、宝の持ちぐされにならないように、只越、そして横屋、そして穂積、そして祖父江、こういったところにもまた次なる開発の必然性、こういったものがインフラの整備と同時に起こってくると思いますので、そういった4地区、むしろまたそれ以外の地区もあるかと思いますが、執行部の皆さん、そして市長も、こういった4地区をじいっと見て、またそれ以外でもここを発展させなきゃいかんあと、こんなふうにし街化調整区域を持っていけないかということで骨を折っていただき、また知恵を出していただきたいと思っております。

そして、これに続きましてあと申し上げたいのが、穂積駅周辺、そして市役所の周辺、朝日大学周辺、そしてドン・キホーテの南地区、こういったところですね。すごいにぎわいがここ最近出てきております。これらの地区は幹線道路、そして生活道路、狭隘道路、全部入りまじっております。ここにこれから大型の中古車センター、そしてカーマホームセンターが開店するわけですが、果たしてこのかいわい、安全の確保は大丈夫かどうか。まずそこまでお答えくださいませ。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 私からは北方多度線についてお答えさせていただきます。

瑞穂市役所前交差点の交通事故の件数を見ますと、平成18年には人身が6件、物損が23件、合計29件ありました。その後、交差点の線を引き直した平成20年ごろだと思えますけれども、少しずつではありますが年々事故件数は減少しており、平成23年には人身が5件、物損が9件、合計14件で、事故件数20件以上の事故多発場所から脱し、右折専用車線を設置したことによる大きな効果があらわれていると思われます。

また、北方多度線を通ります平日の自動車交通量は、平成17年には24時間で2万5,042台ありましたが、平成22年には2万2,910台で、2,100台余りも減少しております。

今後も、瑞穂市の人口はふえておりますが、全県的には人口減少に伴い自動車の交通量は減少していくものと推測されますので、現状での車線運用に御理解いただきたいと思えます。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 調整監からの今のデータのことは私も理解できるんですが、調整監も恐らく車でこのかいわいを走られること、多々あると思えますが、よく見てください。この1年2年で随分また変わってきております。

特にドン・キホーテの南地区もそうですが、駅周辺、そして市役所周辺。高齢者のマークのついた車ですね。特に軽自動車が多いんですが、すごく多くなっております。その方々が悪いという意味じゃ決してございませんので、その方々の運転がうまいとか下手とかと申しているわけじゃないんですが、やはり非常に高齢者の方々が車が必要な場所なんです。ですから、その方々があの狭い狭い道路、またどうしてもやはり北方多度線の北進が込むもんですから、その方々がもともと地元の方ですから、なれているからということで迂回をされます。その迂回をされる道路というのは、もう狭隘道路ですね。もう狭い道まで皆さん生まれ育ったところだから知っているわけなんです。そして、乗っておられる車は軽自動車です。ですから、こんなもん行けるわ行けるわということで行かれます。

そこへ、ここ最近新しい医院さん、病院さんが開業なさるケースが随分多いです。それで、

遠くの病院まで行かずに近くの病院でというふうで高齢者の方は思っておられますし、それと同時に評判のいい病院さんがあるんですね。結構、ここ最近開業なさる方は専門的な部分で開業なされますので、より専門的なところへ高齢の方々が行かれる。皮膚なら皮膚だけ、それから例えば内科なら内科だけ、びしっとその一番安心できるホームドクターと言うんですかね、身近な医院さんに通われるケースが多くなってきていると。

ですから極端なことを申しますと、一度本当に調整監及びほかの執行部の方々にも、とにかく車で、どんな車が走っているかよく見ていただきたいんですけども、そういったところで果たしていいのかなという心配があります。そういったところを、いま一つ見直していただいて、直せるところはとにかく直してください。

例えば、この市役所の西側ですね。西側を、歩道をあれだけ直しただけでもすごい安心感がありますね。これは、現調整監の前の調整監のときか、もしくはもう1人前の調整監のときだったかもしれませんが、歩道を直していただいた。あれだけでも道路が広くなったような感じがするし、すごい安心感が生まれております。そういったことが、いろんな狭隘道路及び生活道路なんかでもあると思いますので、いま一つ見直していただきたいと思います。

このことに対して、何か調整監のほうからありましたら。よろしいですか、それじゃひとつ努力をとにかくしてください。目の高さを御高齢の方々に合わせてください。お願いいたします。

それから後、市長、済みません、本当に6車線化、そこまでいろいろ運んでいただきましてありがとうございます。この6車線化、今、衆議院議員の選挙のさなかですけれども、各候補者がなかなか6車線の要望がこの地元にあることを知らないのか、言ってくれないんですね、その話の中で。余りにも身近過ぎる話だから各候補者が言ってくれないのかもしれませんが、そこで私は、この話がもうなくなっちゃうんじゃないかなと思っていたんです。ですから、本当に今、そのような調整監から答弁いただきまして、ほんと安心した次第でございます。本当に、議員の選挙の中で、皆さんがここで街頭演説なさる中で、一つもこれ、出てこないもんですから本当に心配していたのが、ちょっと安心しました。ありがとうございました。

それでは、その次に平成25年度予算編成方針についてということで、せんだって予算方針ということの冊子を私頂戴いたしました。これは全議員の方々頂戴しておられるんじゃないかなと思いますが、今現在、本当に地方財政を取り巻く状況がますます厳しくなっております。ますますまた混沌として先が見通せない、非常に厳しい状況下にあると思います。

財源もますます限られてきております。限られた財源をいかに有効に活用するかが課題であります。新たな収益源、こちらはありますか。大きなものはないにしても、小さなことでも結構でございます。今、私鉄の近鉄が遊園地をつくろうとしていたような場所とか配送センターをつくろうとしていたような場所とか、そういったところをさまざま、再生エネルギーの

土地貸しとして、また売電計画として貸したりとか、自社で運営したりとか、そのように近鉄とか名鉄もここ最近動き出しました。そのような動きが見えます。

そして、せんだって部長のほうからお答えいただきましたネーミングライツですね。このごろますます皆さん真剣に考えるようになってきました。これはそんなに大きなお金じゃないかもしれませんが、そういったお金を財源を大事にしていますよという、やはりそれはそういう一つのポーズでもありますし、それと同時にこのように財源を大事にしましょうという前向きな姿勢じゃなかろうかなと思いますので、そういった収益源についてお尋ねしたいということと、それからやはりこの瑞穂市というのは面積は28平方キロ、そして私たちもふっと名古屋で皆さんとお話すると、そうかね、瑞浪の人かねと言われるんですね。やはり瑞浪市と余りにも字を見ると似ているんですね。もう愛知県の人だったらほとんどが瑞浪の人かねと言われるんです。そしてその次に「何、瑞穂区かね、そうかねそうかね」。花見の名所があるもんですから、瑞穂は花見ええねと言われたりするんですね。やはりこの瑞穂市を私はもっともっと売り込んでみたいんですよ。ですから、やはり瑞穂市の名物が富有柿であり、サボテンであり、バラであり。

例えば今、御当地ナンバーってありますね。50ccのバイク、また125ccのバイク、ここに例えばこのまちは平和都市宣言をしているわけです。ですから、平和都市宣言というのをえらいかたいことになっちゃうから、例えばそれを英語でpeace appeal townとか、peace appeal town 瑞穂市とか、そんなナンバーをつくってみたりとか、例えばバラを中に入れてみるとか、何かそういった瑞穂市をPRするための外へPRできるバイクのナンバーとか、例えば今のバイクでしたら100キロぐらい走っていきますよね。それと同時に朝日大学へ来ている人たちが地元へまた乗って帰ることもあります。そうしたら瑞穂市というのはますます広まっていきます。そんなことのPR活動で何かいい計画とか、そういったものがあるかどうか、この2点についてお尋ね申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 棚橋議員の新たな収益源についての御質問の中で、今ネーミングの話が出ております。このことにおきましては、議員から6月議会の一般質問でネーミングライツに提案をいただいた際に、企画部長のほうから、ネーミングライツの実施はよほど市民への周知を行わないと市民に混乱を招くので、市民感情も含めて、市民の意見を十分聞きながら検討をすべきとお答えさせていただいておりますが、その際に、ネーミングライツではなく穂積中学校北の別府の水源地がございまして。水源地の施設はJR東海道線の乗車されますお客よりよく見えるため、この水源地の施設、あの大きなタンクですね、企業等の広告を掲載し、使用料を得るように答弁をさせていただいております。

その後の状況ですが、企画部長に指示をしまして、別府水源地の施設に加えまして、アクア

パーク別府、またコミュニティ・プラントの北壁面についても同様にJR東海道線からよく見えることから、企業広告等の掲出を指示しております。現在、市有の施設に広告掲出ができるように瑞穂市施設広告掲出要綱をまとめておまして、協議をしているところでございますので、よろしく願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 棚橋議員のまちおこしといいますか、市のPRということで、合併10周年を機にまちおこしということで瑞穂市のPRということになりますが、合併10周年実行委員会でもそんな御意見はあるものの、具体的なことは出ておりません。10周年実行委員会で今募集しておりますのは、柿の料理でレシピを募集しております。それがまちづくりにつながるかどうかわかりませんが、優秀な作品は市内の飲食店やふれあいフェスタなどで提供して、これからまちおこしにつながるか、活動を続けてきているところでございます。

朝日大学の畦地教授は、まちおこしの取っかかりというか出発点は地域表象が大切と言われております。表象とは表す象と書くんですが、要するにまちのイメージの形成、まちが誇るものは何であるかということが大切であるということ为先日の公開講義で聞いてきております。そんな観点から、まちづくり、まちおこしについても実施していきたいと考えております。

御当地ナンバーのPR活動につきましては、全国で151団体が実施をしております。県内では3市ございまして、岐阜市の長良川のウ飼い、関市の刃物のまち関市、各務原市の市民の花、桜というようになっております。御当地ナンバーのナンバープレートの作成費用なんですけど、この御当地ナンバーを1枚つくるに当たりまして、710円というようなこともございます。通常の今のナンバーでは1枚が107円というようなことになりますので、このあたりもPR効果と費用対効果の関係を考えまして、これから考えていきたいと思いますが、今のところは見送るような考え方でおりますので、よろしく願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 本当に私、peace appeal town 瑞穂市とか、バラの絵が描かれたナンバープレートとか、サボテンが描かれたナンバープレートなんて、本当にいい宣伝になると思うんです。確かに費用はかかりますが、それ以上の効果、費用対効果が生まれるんじゃないかなと思いますし、やはり平和を大事にする瑞穂、またそういった産物があるんだというような瑞穂。特にバラはいろんなところでやっておられますが、そこに先駆けてバラのナンバープレートなんかを用いますと、やはり農家の方々も喜んでいただけるんじゃないかなと思いますので、きょうの答弁が最終的な答えとせずに、一遍また、このあと研究なさって、何とか実現化に向けていただきたいものと思います。

それでは、その次に移らせていただきます。

今後ますます少子・高齢化となり、医療が高度化し、なおかつ長寿になると同時に医療費も増大いたします。これは長寿社会に瑞穂市も向かっております。

この長寿社会において、瑞穂市として検討していることはありますか。

例えば昨日、若園議員がお尋ねになられたジェネリックの薬品のこともそうですが、それ以外でもこんなことで長寿社会に向けて、瑞穂市としてやっていこうと思っておりますということがありましたら、計画のほうを述べてください。お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 具体的な施策ということで、先ほどのジェネリック医薬品のこともですけれども、国保の方だけではなくて、生活保護の方に対してもそういったアピールをしております。

高齢者の方々、一人一人の尊厳が保持されて、住みなれた地域や家庭において健康で生き生き暮らせるよう、高齢福祉社会をつくっていききたいと思っておりますが、健康推進課におきましても、25年度から新たな事業を始めます。

今まで、すこやか健診の結果、分析を行いまして、事後指導とか相談を行う予定をしております。それから、今までそういった運動について、本当はよくお医者さんに行かれると、運動をしていれば病気もなくなるよというお話を聞かれますけれども、そういった健康運動の教室を開催しまして、基本的なことから一步一步やっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 今、本当におっしゃられた基本的なところから一步一步、これは本当に大事だと思いますので、先ほどの高齢の方々の車の運転じゃないですが、本当にこのまちが今までは少子・高齢化と言われてもぴんと来なかったのが、やはり私たち、まちの中を歩いても、また穂積駅周辺に行ってもつくづく思うんです。高齢の方々が多くなったということで、やはり少子・高齢化に間違いなくこの瑞穂市も確実に歩んでいるんじゃないかなと思いますので、一步一步でも結構です。確実にこの長寿社会に対して対応できる瑞穂市づくりをお願いしたいと思います。

そして、その次に移りますが、監査委員より毎回指摘のあります、先ほども森議員からも御質問があったと思います。また庄田議員のほうからもこれに近いことの質問がございましたが、市の所有施設、そして市民サービス、こういったものの統合、廃止、新設、移転ですね。こういったことの見直し、これが毎回毎回監査のほうから、また包括のほうからも御意見が出ております。このことに対しまして、私自身もやはりこの重複した建物を統合して、また新たなるものをつくらなきゃいけない、何も廃止するばかりじゃなしに、時代のニーズ、そしてこの

瑞穂市の進化。まちが進化しているんですよね、そして成長しているんです。そのことに合うように、この施設を考えなきゃいけないと私は思います。

私自身、勝手に思うと、本当に例えばこの本庁舎は市民生活のやはり根幹業務の中心を担うものだと思いますし、巢南庁舎、こちらは教育委員会があるわけですから教育、そして文化、スポーツ、そういったものの拠点にやっぱりなっていくべきだと僕はと思いますが、これは僕の勝手な思いかもしれませんが、そういったことにつきまして、市のほうとして、この合併10周年を機に、こんなことにしていきたいとかそういったことで研究及び議論を重ねておられるのかどうか、そこら辺についてお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） ただいまの御質問にお答えいたします。

合併10周年を機ということではございませんが、監査で指摘があった施設サービスの統廃合については、まず2点ですが図書館と保健センターについて、図書館の分館については巢南地区における読書活動推進の拠点として位置づけられており、そのコンセプトが親子で本に親しむ図書館ということで、子供読書推進の拠点としていくことから、現在の本館と分館ということで継続していくことと考えています。

巢南保健センターにつきましても、現在、利用者拡大に向けて、健康増進計画の中で引き続き検討中ということでございますので、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） どうもありがとうございました。

時間、あとちょっと残しておりますが、本当にきょうは中身の濃い御返答をいただきまして、本当、6車線の問題、それから健康に関すること、情報に関すること、これはすべからくこのまちの基幹に関することなんですね。本当にいい回答をいただきまして、ありがたいと思っております。

それでこの後、本日回答をいただいたことを実践、そしてしっかりとした計画、こういったことを進めていっていただきたいと思います。瑞穂市は本当にきょう、副市長の言葉にありましたように、やはり人口がふえつつある、躍動しているまちなんですね。やはりこの躍動を市の職員の方々も受けとめていただいて、このまちから違った意味の犯罪者を出さないように、またいい意味の大きな大きなすばらしい発展をするように、どうか執行部の皆さんの力で、また我々議員も一緒になって、すばらしいまちづくりをやっていきたいと思いますので、どうか力をかしていただきたいと同時に、きょう御答弁いただいた部分、正確に実行に移していただきまして、これからの執行部の動きとしていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、6番 棚橋敏明君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

午後1時30分から再開します。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時30分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

7番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 議席ナンバー7番 広瀬武雄でございます。

ただいまは藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、以下5点にわたりまして質問をさせていただきます。

その第1は平成25年度予算について、2番目はシルバー人材センターの職員解雇に伴う訴訟事件について、3番目は穂積中学校グラウンド拡張計画について、4番、市内各小・中学校の運動会の時期の変更について、5番目にふれあい体験学習の充実についてでございます。

大変項目がたくさんございますので、まことに申しわけございませんが、ぜひ簡潔な御答弁をよろしく願い申し上げまして、以下、質問席より質問をさせていただきます。

それでは、1番目に予算編成の基本的な考え方につきましてお尋ねを申し上げます。

特に歳入に関する事項、あるいは歳出に関する事項、あるいは新年度の主要施策はどのような施策が講じられていくのであろうかと、いわゆる事業関係でございますね、そのような点も含めまして、企画部長に御答弁を願えれば幸いかと思います。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 広瀬武雄議員の平成25年度予算編成についての御質問にお答えをさせていただきます。

新年度予算編成の件につきましては、広瀬武雄議員からは以前にも数回にわたりまして御質問をいただいております、市財政に高い関心を持たれておられまして本当にうれしく思いますし、私自身も努力していきたいと存じております。

さて、議員も御承知のとおり、現在の国政は衆議院選挙中であり、国の予算編成も年を越えることになり、地方財政対策が示されるのも例年より大幅におくれるものと見込んでおります。さらには、選挙の動向次第では、その地方財政の対策についても大きな変化があることも考えられます。いずれにしましても、先行きが不透明な中での予算編成であるということを御承知おきお願いいたします。

それでは、1点目の予算編成の基本的な考え方がありますが、これは瑞穂市予算事務規則第

4条の規定に基づきまして、11月20日に各課のほうへ平成25年度の瑞穂市予算編成方針を示しました。先般、各議員さん方にも配付させていただいておるところでございます。

ここでは、混沌として先が見通せない非常に厳しい地方財政状況下において、限られた財源をいかに有効に活用するかということが課題でございまして、新年度の主要事業施策としましては、事業ヒアリングを各課から行いまして、公共下水道事業の推進、野田橋歩道橋の整備、西部縦貫道の整備、都市公園の整備、穂積北中学校の大規模改修、穂積中学校用地の整備事業など、市長、副市長を交え、協議の中から主要事業としております。これに沿った形で進めてまいります。現在での国の地方財政対策は、中期財政フレームに基づき平成24年度と同様な水準を維持することとなっておりますから、瑞穂市において平成25年度の予算規模は、平成24年度並みの150億ぐらいの予算規模となると考えております。当市の標準財政規模が103億円程度でございますので、過ぎることのないように取り組んでまいりたいと思います。

2点目の歳入見込みでございますが、市税につきましては、個人・法人市民税とも現在の景気状況から判断しますと減少傾向にあると考えております。また、法人市民税につきましては、国の法人税率の引き下げの影響も受けます。固定資産税は今年度並みとなるような予想でございます。

市税以外の主要財源につきましては、地方交付税、市債がありますが、総務省の概算要求では前年度対比マイナスの1.5%減となっております。振りかえ措置としまして、臨時財政対策債を前年度よりプラスですが6.2%の増としております。総額的には確保されるものの、市債への振りかえが多目になると見込んでおります。かつて臨時財政対策債は人口基礎方式から財源不足方式へ移行することが決まっており、当市の臨時財政対策債の発行額は減少するものと見込まれていましたが、このあたりの動向につきましても地方交付税算定振りかえの動向とあわせて注視する必要がございます。また、市債につきましても、本定例会に上程しました議案第67号のとおり、市町村合併特例債の期間を5年間延長させて活用を図って歳入を確保していきたいと考えております。

3点目の歳出であります。義務的経費のうち扶助費は、社会保障の伸びに伴い増加傾向にありますが、子ども手当から児童手当への制度の移行に伴う支給基準の大幅減となり、公債費は繰り上げ償還によりこれから後の年度の負担が軽減になり、その軽減効果により、谷でいいますと底に当たることから、経常経費はある程度圧縮できるものと見込んでおります。また、補助金につきましては、平成23年度の包括外部監査の結果を踏まえた対応、措置状況に沿って対応できるものと考えており、予算措置を指示しておりますので、議員の御理解のほどを賜りたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

大変詳細にわたりまして、その方針を述べていただきましたが、いずれにいたしましても、毎年予算編成時における経済情勢は厳しい状況下にありまして、前年度比何%減とか、さまざまな基本方針が出ておるところでございますけれども、雇用対策を含めまして経済対策等々も大きな観点から考えていただきながら、積極的な予算とは言いがたいまでも堅実な予算に御貢献いただけることを大いに期待いたしまして、この項目は終わらせていただきたいと思えます。

それでは、次に2番目のシルバー人材センター職員解雇に伴う訴訟事件についての質問に入らせていただきます。

この質問をするに当たりまして、まずもって多くの市民から、シルバーが訴えられているらしい、あるいは裁判沙汰になっているらしい、どうしてそんなことになっているのか等々の素朴な質問が多いこと、またシルバー人材センターの公共的・公益的な事業の性格からも、それら運営に当たりまして地域住民に広く公開されるものでなければならないという観点から、さらには解雇された元職員の方からも、シルバー人材センターの財産監査、現状調査のお願い文書が複数届いていることに鑑みまして、あえてこの項目の質問をさせていただくことを、特にこれらにかかわる関係の皆様方には御理解をいただきたいと考えているところでございます。

さて、そもそもこの訴訟事件の発端は、当センターで働いていた元女子職員が、突然懲戒解雇されたことに起因するものでございます。その元職員が、その懲戒解雇は無効であるという主張をして提訴した内容になっております。

そこでお尋ねいたしますが、毎年600万ほどの補助金を出し、シルバー人材センターを指導しておられる立場にあります福祉部長にお尋ねいたしたいと思えます。

このような結果が出てきた、あるいは招いたと言っているのかどうか分かりませんが、この事実を踏まえてどのような考え方をもち合わせておられるのか、まずもってその所信を伺いたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） シルバー人材センターは、御存じのとおり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づきまして、定年退職等の高齢者の多様なニーズに応じて、地域社会の日常生活に密着した臨時的・短期的な、または軽易な就労機会を確保するものでございます。こうした中でこういったお話があったわけですが、市としましても、補助金の範囲内で私のほうもシルバー人材センターの運営に関して見守っていかなきゃいけない。そういったことの立場で、平成24年度より理事会におきましてお招きいただきまして、私のほうは発言権はございません中でも、瑞穂市としても市民に、それから会員に対してもはっきりと説明責任を問えるものでなければいけないということを主張してきております。これは理事会の中でも、

そういったことは何回も繰り返して、とにかく議員がお話しされましたように、明瞭なものであらなければいけないということを常々申している次第でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） ということは、このような結果になったことは大変遺憾であるというふうに解釈していいのかなと理解するところでございます。

それはともかくといたしまして、結果論かもわかりませんが、この懲戒解雇などという大変重いかつ重要なことを決断されるに当たりましては、当然理事会の決議を経ていただいておりますが、もっともっと慎重であるべきではなかったのかということを考える次第であります。

そこで、これら訴訟事件にかかわる関連費用と申しますか、それらにかかわる出費は全部どの程度かかったのか、この辺を掌握していただければ発表いただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） この件についてでございますけれども、私先ほど、24年度から理事会にお招きをいただいているということですが、毎回全て出席しているわけではございませんで、その中でもいろいろな事情がありまして、会議等にありまして欠席する場合がございます。こういった事業の中で、ここの訴訟にかかる費用としましてどのぐらいかかったのかということで、理事会では報告されておりますけれども、書面でもって報告というのはなかったと思いますので、再度私のほうから調査という聞き取りに行きました。その中でお聞きした部分では、この訴訟にかかる総費用としまして、453万4,560円であるということをお聞きしてきました。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） 約453万ということですが、そのような多額な金がシルバー人材センターから社外流出と申しますか流出したわけですが、となりますと市からの補助金600万がそれら費用に充当されたのではないかと。本来の補助金の考え方は、いろいろな規則に定められておるわけですが、そういう分野に使われたのであればいかなものかという考え方に立つわけですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 私のほう、シルバー人材センターから23年度の収支決算書というのをいただいております。その中で歳入としまして、補助金収入としまして、科目が「市（区町村）補助金収入」として、決算として600万上がってきております。私のほうですが、シルバーの運営に係る補助金としまして、給与相当分にするものに対して補助金を出すということの

限度額がありますけれども、そういうふう到现在まで補助してきておりますので、決算によりますと人件費としまして23年度の決算額は、「人件費支出」という科目でございますけれども、674万2,445円になっております。先ほど23年度におきまして453万4,560円のうち、この23年度はどのくらい支出があったかというふうにお聞きしましたところ、68万7,520円ということでした。もう少し私の範囲内で調べさせていただいたところ、お金の振り込み先ですね、24年の1月19日、市から補助金600万円支払っておりますけれども、同日にA銀行のほうに600万円入っております。この訴訟に関する費用のところをどこの銀行からお支払いされているのかということをお聞きしましたところ、A銀行ではなくてB銀行から支払ったと。シルバー人材センターにおいては、このほかにもまだほかの金融機関等の取引があるということで、トータル的にいきますと、23年度の決算額、人件費だけを見ますと、先ほど述べましたように674万2,445円でございますので、差し引いても私のほうの600万円は、預金の口座から見ましても、それに手をつけていらっしやらないというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ということは、補助金は通常の事業収入で使っている金融機関とは別な通帳に別口座で管理されて、別な形で、わかりやすく言うと寄附金特別会計みたいなもので、そういう管理をされていた上で使っていないということが言えるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 今、A通帳、B通帳とかいうお話をさせていただきましたけれど、シルバー人材センターとしましては、通帳全体で例えば600万を給与に充てているとか、そういうことではございません。特定の財源に充てているというものではございませんので、お願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 何が言いたいかと申しますと、今、部長は使われていないとおっしゃるのであれば、それは場合によっては絶対そうじゃないよということは、私の口からは、ここに証拠品があるわけではないので言えませんが、人件費相当額、23年度決算の人件費が、今おっしゃっていただきましたように674万2,000円だと。そこからこの事件にかかった費用が68万7,000円だったと。それを差引くと605万4,000円になると。この605万4,000円というのは、補助金の600万より数値としては大きいから、これで使っていないという理論も成り立つかもわかりませんが、かねてから私の考え方を述べているところがございますが、金に色はついていないわけですし、合算でいろいろな形でお使いいただいておりますのであれば、それは使

っていないということには、何かそれにふさわしい証拠を出していただかない限り、結論的にはそれを容認することはできないのではないかなあと。しかしながら、前期につきましては六十何万でございますので微々たるものですが、今期におきましては約380万ほどに試算しますとなろうかと考えます。ただ、今期はまだ決算が終わっておりませんので、どのような形にでも、出納帳とか、あるいは経理書類は、前後の問題、あるいは後先の問題等々含めまして調整はできるのではないかなあと。それによって使っていない云々を論ずるのであれば、甚だ論拠に乏しいというふうに考えるところでございます、それをこの場においていろいろな形で申し上げてもこれ以上のものは、当然おっしゃられない部分もありますし、出てこない部分もありますので、この部分における質問としてはこの程度にとどめますが、果たして補助金交付に係る指針に沿った使用がなされたかどうかということを実を言うと確認したかったわけでございます。

それで、これらも含めまして、福祉部が間接的にいろいろな形でシルバー人材センターから書類を取り寄せたり、先ほど部長がおっしゃるように聞き取りに行ったり等々いろいろされての監査ではありますが、別な角度から考えますと、この際この件に限らず、今後、シルバー人材センターの将来的な発展を考えるならば、もう少し専門的な分野においていただきます監査委員に直接そういう分野も含めて監査いただくことが非常に今後のためにもなるのではないかと考えているところでございます。この辺につきましてはの考え方を御答弁いただけたらと思います。

議長（藤橋礼治君） 松井監査委員事務局長。

監査委員事務局長（松井章治君） それでは、ただいまの広瀬議員の質問にお答えいたします。

一般社団法人瑞穂シルバー人材センターは、市の補助金交付団体で、市が財政的援助を与えている団体でありますので、監査委員が監査を行う場合は、地方自治法第199条第7項の規定にある財政援助団体の監査というになります。この場合、監査の対象は、出資団体に対しては経営全般に及びますが、その他の財政援助団体に対しては制限があり、財政的援助に係るもので、しかも出納その他の事務に関する執行の範囲に限られ、事業計画の適否など出納に関しないものについては、直接これを監査の対象とすることはできないということになります。

一般社団法人瑞穂シルバー人材センターにつきましては、平成24年度から事業内容・運営の見直しなどをされていると伺っており、現在、補助金の交付・活用状況にあわせ、その進捗状況など把握のため、所管部署である福祉生活課に対し監査を行っているところであります。財政援助団体に対しましては平成21年度に、補助金の監査ということで該当する全団体を対象にしたところでありますが、今後は定期的に監査を実施してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ただいまは監査委員事務局長よりそのような御答弁でございますが、地方自治法第199条の第7項は、監査委員は必要があると認めるとき その文壇の後半でございますが あるいは地方公共団体の長の要求があるときはできるという文面になっております。また、6項においては、監査委員は、当該普通公共団体の長から普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない等々、この199条の6項とか7項が監査請求ができると、あるいは監査委員の判断で監査ができるというふう解せられるわけでございます。

そこで市長にお尋ねいたしますが、今のような観点から、この199条の6項、あるいは7項の中における監査委員の監査の要求をいただけるかどうかの考え方をお尋ねしたいと思います。議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 広瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

そもそもこのシルバーに対する補助金ですが、合併以前に巢南町にシルバーがありました。そのときは人格のない法人だったんですが、平成11年からずっとシルバーがありまして、合併後においても一時期、社団格のないシルバー人材センターでしたが、その段階でも平成11年度に216万円、平成12年度に180万円、平成13年度は180万、平成14年度が80万円、平成15年度も80万、そして平成16年度に160万円、平成17年度が80万、平成18年度が40万、そして平成19年度に委託費ということで199万5,000円払ったわけですね。その後、シルバーのほうが社団化をしたいというようなことがありまして、平成20年度に当初200万、それから追加して400万円の補助をしておるわけですね。それから、平成21年度は、さらに軽自動車欲しいということで647万円の補助をしました。その後も、平成22、23、24とずっと600万円ずつ補助をしておるわけですね。その範疇の中での一連の補助交付をしてきた中で、その都度監査委員さんからも監査を受けておるところでございまして、社団化された後にも、既に議員も御承知のように、この一般質問におきまして補助に値するかどうかというのが議論されまして、一時法人の人格と実態とはそごがあるということが判明しましたので、補助金の交付を凍結した経緯があります。そこら辺の経緯については、ことしの3月に広瀬捨男議員から御質問いただきまして、るるお話ししたところでございまして、その議事録も見ていただければよろしいかと思いますが、そういった経緯を経て、その後、法人としての対応が、いわゆる法務局の登記簿と実態とが整合が図られるという確証を得ましたので、23年度において、ことしの1月だったと記憶しておりますが、補助金を交付したと。

そういった経緯の中で進んできておりまして、そのプロセスの中で今の労働争議の問題が起きたということでございます。ですから、その補助金が、先ほど言われましたようにお金に色はついていないのでどのように使われるかわかりませんが、市がその裁判に要した費用を付加して補助したとか、そういった類いのもではなく、従前からシルバー人材センターを

運営するのに必要だということで補助をしておるものでございます。これはよその市町のシルバー人材センターの補助を見ましても、皆、事業運営上必要な補助をするということになっておりまして、まさに熱海市なんかのシルバー人材センターの補助金に関する事業仕分けの説明シートを読んでいますと、事業で得た収入の多くは配分金として会員に配分されてしまうことから、国・県・市の補助金なしには運営が成り立たないものであるという表現もされておるわけですね。そういった観点から市は補助をしておりますので、しかもなおかつその都度監査委員からも監査を受けておりますから、その範疇では適正に執行されていると現時点では判断をしておるところでございますのでよろしくおしいたいということで、したがって市長が監査委員に監査請求を求めるとのことまでは今のところは考えておりません。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） るる述べていただきましたが、私自身も補助金の性格は、そのような形で出ていることは十分承知しております。しかしながら今結論的には、そのようなことを監査委員に申し上げるつもりはないという結論でございますので、もう一方の地方自治法第98条の第2項によりますと、議会が要求して監査委員に監査を請求することができるという文面がございます。場合によりましては、議会と協議しなければなりませんけれども、そのような方法をもってでも一度シルバー人材センターのために監査委員に入っていただくべきではないかと考えるところでございます。この辺のところにつきましては、また議会のほうで協議させていただく場がございましょうが、この補助金が人件費以外にも使われても別にどうってことありませんし、運営費に使われてもいいんですが、ただそういう訴訟問題にかかわる費用に使われたんではないかという疑問点を明確にするために、そのような措置をとるべきだという考え方を持ち合わせているところでございます。

次に、これらの関連質問としまして、この事件は最終的には司法の場におきまして懲戒解雇は無効と結論づけられまして、平成24年7月18日に逆にシルバー人材センター側から和解の提案があり、元職員の懲戒解雇は合意退職だということを相互が確認し合ったということで和解が成立いたしました。しかしながら、和解金として260万の支払い義務があることをシルバー人材センターが認め、本年の10月15日に100万、10月31日に160万の分割払いをし決着した事件でございます。懲戒解雇以来、平成23年11月から1カ月分の基本給料13万7,000円を約10回、いわゆる仮払金で払ってきたと。それも含めると約450万程度になるということで、450万ほどの出費を余儀なくされたという経緯でございます。

この事実からいたしますと、シルバー人材センターは今期に入ってから、先ほど話が出ました公共サービスの仕事をたくさん受けていただきまして、売り上げに占める割合は全体の60%から70%と承っております。そのような市の仕事を請け負っていただき、あるいは市の建物を

使っていただき、市の駐車場を使用していただいているという、まさに公共的・公益的な性格のシルバー人材センターに対して、このような多額な社外への流出、すなわち損失を与えたことについてどのような考え方をもち合わせていただいているのか、再度聞かせていただきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） このシルバー人材センターが、先ほどお話ししましたように法律になった社団法人として存在している限り、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に準拠して、なおかつ定款に沿って運営がされるということは当然でございますので、そういった観点での指導というか、それは私も1月とか3月に総会とかに呼ばれた折には皆さんにお願いしたところです。社団法人というのは社員があるわけですね。社員が役員を選出し、その役員の中でまた理事長とかそういうのを決めていかれるわけでございますので、あくまで市としては人格が異なる団体だということでございます。ですから基本は、みずからの社員の総意でもって選択された理事が定款に沿って運営されていくべきだという観点をまず前提に置いてこのお話を伺うとすれば、そういった運営がなされているかという確認のもと、運営ができるということで市からの業務を発注しておるところでございます。これは随意契約にも当たるという契約上の問題もございますので、そういった点も考慮しながら業務発注をしておりますし、かつ会員は市民でございます。何がしかの利潤があるとすれば、それは市民に還元をされていくということでございますし、かつ従前の価格より安価にやっていたおるといふ実績も今出ております。そういった面で、市も助かるし、市民であるシルバーに登録されている社員さんも何がしかの恩恵は等しくこうむられるような仕組みの中で恩恵をこうむってみえるということで、よろしいかなという判断をしておるところでございますので、御理解をお願いします。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 当然、今おっしゃるように別法人でございまして、市役所側が云々はいえない部分とはいうものの、補助金を出しているということで、いろいろ指導、あるいはアドバイスなどなどはできる存在ではなからうかと思えます。

振り返ってみますと、23年の10月31日の理事会において17人の理事のうち11人が出席して、8人が今申し上げました元職員の懲戒解雇に賛成し、可決したと。しかし一部の理事は、もっと慎重にという意見も出たようでございますし、さらにはそのようなことは大変なことだからというようなことで否定的な意見も出たと聞き及んでおります。しかしながら理事長が、私に任せてほしいと言って押し通して、結果的に懲戒解雇に持ち込まれたと。その関係からいきますと、このときの決議した理事の責任はどうあるべきか。そのような観点から捉えますと、市としても知らぬ顔でこのまま通してしまっているのか、先ほどおっしゃっていただいたよう

に、それで市民が納得するのかなというような観点から今私は問いただしているところでございまして、およそこの日本における民間の会社におきましては、取締役会で決議されたことによって、その法人に損失を与えた場合は、何らかの措置がなされるのが通常のパターンでございまして。具体的なことは差し控えますが、そのような観点から今申し上げていることを御理解いただきたいと思います。したがって、どのような今後アドバイスをされていかれるのか。きちんとしたシルバー人材センターだから、450万の損失計上をしてもいたし方ないんだという発想の中で今後もこのまま流していくのか。その辺のところを再度確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 裁判事例があるということを知っておりましたので、新しく役員が誕生した理事会に、本来市がそこに同席すべきではないけれども、できるだけ機会を与えてくださいということをお願いをしまして、来賓という形で、先ほど申しましたように福祉部長が同席をさせていただいて、発言権はありませんけれども、逐一進捗状況等を伺ったりしておったわけでございますが、そういった経緯を踏まえて、法人としての機能、いわゆる理事会がどのように運営されているかというのを見届けておるわけでございますが、とはいえ先ほど来お話ししていますように、最終的には理事会の中での判断が最終的には会員の方にお諮りをされるんだろうという、定時総会とかそういったときにですね、その中で会員相互の皆さんがどういうふうな判断をされるかということでございまして、先ほど来申していますように、市はこの裁判に要するために別途お金を交付したわけでもございませぬので、向こうの内部留保金が減るといふことにはなろうかと思いますが、それに対する損害に対して社員の皆さんがどういうふうにお考えになるかということに関しては、見守るという立場でしかあり得ないと。そこら辺でアドバイスを求められたりとかそういうことがあれば、それなりの助言はさせていただきたいと思いますが、今の現時点では、ただ同席をさせていただいて一部始終を見させていただいておるという立場でございまして、ここでの先走った判断については差し控えたいと思います。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ということは、大変長くなりましたのでこの辺で終わりたいとは思いますが、何ら市としては対応ができる立場にないというふうには受けとめられるわけですが、そうであれば次の年度の補助金についてはその分だけカットするとか、そのような措置も一つの手法ではないかというふうにと考えるとありますし、一生懸命シルバー人材センターの発展のために、このような事件があったとしても働いていただいていることは事実でございます。しかしながら、そのようなことが発生した責任はどなたにあるのかという点については、市民も注目しているところでございまして、その辺の注目をそらさないような措置を市

としても対応いただけることを期待するものでございます。

最後に当たりまして、当シルバー人材センターに、今申しましたように、何らかの対応をしていただかない限り、再度申し上げますが、市民からの信頼を得ることは不可能でございます。したがって、それらの対応がされるものと期待し、またシルバー人材センターが今後、そういう事件があったとしても、ますます市民から期待され、あるいは信頼されるセンターとして発展されることを私も心から祈念しているところでございますので、よろしくひとつシルバー人材センターの御指導をいただくようお願い申し上げます、この項目の質問は終わらせていただきます。

次に、3番目でございますが、穂積中学校のグラウンド拡張計画について質問をいたします。

既に私どもにも御説明を頂戴しておりますテニスコートの撤去に伴いまして、別なところへ移転をするわけでございますが、グラウンドの完成時期はいつになるだろうか、あるいはあのテニスコートに隣接している駐車場はどうなるのだろうか、あるいは運動場が拡張されるけれども、どのぐらいの面積になるんであるだろうかという一般的な部分をお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

このグラウンドを拡張するためには、まず今度取得します池の用地ですね、こちらのほうにテニスコートを完成させてからグラウンドを拡張したいということを考えております。まず、池の用地取得後、池の埋め立てがあります。養生に最低1年ぐらいはかかると思いますが、その後テニスコートを整備していき、そのテニスコートが使えるようになってからグラウンドの拡張を行いたいと思っております。

このテニスコートの駐車場につきましては、現在、一般の方が利用をしております社会体育施設ということです。生津の広場のほうに今度テニスコートをつくる計画になっておりますので、そちらのほうで使えるようになれば、一般の方がそちらへ移られるということで、現在のテニスコート、今、中学にあるテニスコート、それから駐車場については、全てグラウンドにするという考えを持っています。

面積につきましては、現在のグラウンドが7,864平米、テニスコートが3,726平米、駐車場が2,707平米ということで、合わせますと1万4,297平方メートルのグラウンドとなることになっております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。順調に整備が進むものと思っておりますし、生徒並びに父兄もこのグラウンド拡張には大変関心を示し、現在もその方向づけがなされたこ

とに喜んでいるところでございますので、ぜひひとつ早期に立派なグラウンドができますことを祈念いたしまして、この項目は終わりたいと思います。

次に、市内各小・中学校の運動会の時期の変更についてお尋ねをいたします。

私も再三にわたりまして時期が参りますと小学校や中学校の運動会に出席させていただいておりますが、本日の質問戦でも出ておりましたように、大変暑い時期に運動会が行われる。もちろん、その運動会の前には練習という非常に大変な負荷がかかっておるわけでございますけれども、必ずしも秋にやらなくても春に変更されたらいかがなものかと。熱中症等が大変懸念されておりまして、全国的にもこの課題は大いに語られているところでございますが、近々の名古屋市におきましては大体8割方が春に変更しておりますし、静岡におきましても7割が変更しておるといような現状からしますと、当瑞穂市の小・中学校の運動会はそのような考え方があるのかなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 小・中学校の運動会の実施時期ということでございますが、運動会は卒業式、入学式、修学旅行、遠足等と並んで重要な学校行事の一つでございます。日ごろの教科体育の成果を公表するとともに団結力や連帯感を養ったり、全校や学級の目標を設定し、その目標に向かうことで社会的な集団性を養ったりすることを大きな目標としております。秋にこれまで行ってきた意味は、新しい集団で半年間生活し、ある程度の集団性が養われた時期に、その質を高めていくことにあります。仲間としてのきずなを深めたり、仲間と一つのことをやり遂げる過程を通して一人一人の社会性を高めたりしていくという、そういった目標で秋に行っておりました。

議員の指摘されます春への時期変更ということにつきましては、ここ二、三年、この猛暑への対応という視点から校長会でも議論を行い、方向を探ってきております。特に春に行うとしたときの問題点でございますが、運動会や体育祭で子供たちに身につけさせるべき力をどう設定するかというのが、学級の始まるのスタートの段階での行事ということになりますので、そういった狙いをどう考えるかという問題があります。それからもう一つは、今多く春に行われております修学旅行との関係がございます。修学旅行と運動会が同じ時期あたりに重なるということは、学校に大変負担がかかります。したがって、春に動かすということは、単純に言えば秋に修学旅行を動かすといったことと連動します。こういった修学旅行は宿泊施設もございまして、来年やりたいといっても、その施設が確保できるというわけではございませんので、少し長い時間がかかるかと思っております。現在のところ、瑞穂市内で運動会の練習中、運動会当日に事故が起こったということではございません。また、秋でも遅い時期に実施することについて具体化を図ってまいりましたが、今年度は国体との絡みで実現できませんでした。春に実施するというのも、先ほど申したような、そういった検討課題もございまして、修学旅行との

関係の調整等も含めて現在も校長会で検討しておっただいて、26年度どうするかというあたりで今検討が進んでいるという状況でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

おおよそ教育長からの答弁を鑑みますと、26年度から秋から春に変更されるようなことだというふうに認識させていただきましたが、違いますか。もう一度お願いします。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 26年度に可能かどうかということで、学校全体の行事の狙い等も含めて検討を進めているということで、やるという方向ではございません。検討しているということです。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 検討をしておると、こういうことでございますね。しかし、やがてそういう時期が来るであろうと推測ができるわけでございまして、ぜひともひとつ、この熱中症という子供たちの健康面に与える影響は相当なものがあるかと思えます。したがって、事故が起きてからでは遅いわけでありまして、前に前に、健康と一緒にございませけれども、防いでいくという姿勢を教育委員会としても、当然これは父兄の皆さんの御意見も聞きながらやっていただくことかと思えますけれども、そういう市民の声がたくさんあることも踏まえて御検討をいただくよう、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、時間がなくなりましたので最後の質問でございますが、ふれあい体験学習の充実という項目でございますけれども、たまたま私は土地調査の特別委員会に所属しております関係で、教育田の関係が目につきました。現状は、本田小学校とか中小学校で稲作等の学習田を保有しながら、その体験学習をしていただいていることが事実でございますが、そのほかにたくさんの教育田が現在あるわけですね。もちろん南小が教育田として使っておりましたところを、ふれあい広場でございましたのでお借りしていたところを、もう使えなくなったというようなものもございますけれども、その他たくさんの教育田がそのまま使われずに、放置されていると言つて言い過ぎかも知れませんが、そうなっているということで、これらをどのように今後管理して推進していかれるのか。せっかくある土地なんだから、学習に活用したいというならしたいので、その辺を知らぬ存ぜぬの状態に置いていかれることがいかなものかということの観点から御質問をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 教育田の未活用地があるということで、私のほうも調べましたら、

2カ所ほど現在教育田で活用していないところがあります。しかし、学校によっては、教育田ではありませんが、畑を利用して体験学習を行っている場所もありまして、そういうところでは、野菜とか、大豆とか、そういうものをつくっているところもあります。この活用方法につきましても学校の運営に委ねられておりまして、教育田の活用について、教育の一環として小・中学生に田植えをやらせたり稲刈りをやらせる体験学習、地域の食と米作に対する知識と理解を深めてもらうこと、こういうことが重要だと考えております。もともとそのために学習田として取得してしているものです。しかしながら、学習田を維持していくためには、田起こしや水の管理など、水稻栽培の協力者も不可欠という現状もあります。今後、この未活用の教育田につきましては、学校側と活用に向けて検討していきたいと思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） せっかくある土地が活用できないかをまた検討いただきながら、活用できないものはできないでいたし方ありませんので、ぜひともふれあい体験学習をできる学校は、なるだけそういうことをさせていくという姿勢として教育委員会も対応していただくことを御期待申し上げまして、あと1分少し残りましたが、私の質問はこれをもって終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、7番 広瀬武雄君の質問は終わりました。

続きまして、9番 広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 議席番号11番 広瀬捨男でございます。

議長から発言のお許しを得ましたので、通告に基づき、ただいまから4点について質問をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君に申し上げます。9番でございますので、訂正してください。

9番（広瀬捨男君） 失礼しました。議席番号11番と言いましたが、9番と訂正をさせていただきます。

先ほど25年度予算について広瀬武雄議員からお話ございましたが、私もそれがありますので重複するところがありますが、執行部のほうは、回答については割愛していただいても、私が聞こうと思うことについて絞って答弁をしていただきたいと思います。

第1点、平成25年度予算編成について、第2点、狭隘道路整備について、第3点、ごみ減量対策について、第4点、小学校の名称について、以上4点について質問をさせていただきます。

以下詳細については質問席から行いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、平成25年度予算編成についてお尋ねをします。

として、まず平成25年度市民税及び固定資産税の歳入の動向について、いかがお考えかを

お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 25年度の編成における市民税及び固定資産税の動向というところでお尋ねをいただいておりますが、総体的には先ほどの広瀬武雄議員の質問の中で企画部長がお答えをしておりますが、数字的にはより具体的なところでお答えをしたいと思っております。

政府税制調査会というものがございまして、これにつきましてはまだ平成25年度税制改正が調整されているところでございまして、現行制度による試算としてお答えをいたします。

市民税に関しましてですが、個人市民税につきましては、景気状況はほぼ横ばい状況というふうに見込まれておりますが、最近の経済状況では「悪化」という言葉が出てきておるところでございますが、岐阜県の勤労統計調査等の動向を見ますと前年に対してマイナス傾向ということから、若干の減少というふうにご考えておるところでございます。平成24年度の決算見込み額としては25億4,000万円ほどを見込んでおりますが、概算として平成25年度は25億3,000万円程度と見込んでおるところでございます。

法人市民税でございますが、平成23年度12月の法人税の税率改正によりまして法人実効税率5%引き下げが、この24年4月以降の事業年度の法人から始まっております。また、現在の景気状況等を考えますと、今年度、24年度決算見込み額3億8,000万円に對しまして、概算で3億3,000万円程度と見込んでおります。

次に、固定資産税でございますが、平成25年度は評価がえの中間年でもございます。土地・家屋ともに評価額の据え置き措置の適用期間でございますが、ただし土地に関しましては、価格の下げどまりも見られますが、全体では前年と同様に下落が続いている状況でございますので、下落修正を行った価格により税額を算定するということとなります。このため、税収といたしましても減少傾向と見込んでおります。家屋につきましても、新築家屋の着工件数が伸び悩んでいる状況でございますので増加は見込めない状況、さらに償却資産におきましても、経済見通しが不透明な状況でありますことから、新規の設備投資が見込まれない状況が予想されますので、現在の資産の減価による減額が見込まれると考えております。これらのことから、固定資産税においては概算で平成24年度決算見込み額29億9,000万円と同額程度と見込んでおるところでございます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 詳細にわたり、どうもありがとうございました。

次に として、昨今の地方財政を取り巻く状況は先が見通せない厳しい状況にありますが、平成25年度、具体的に実行される事業についてお伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 広瀬捨男議員さんの平成25年度予算の具体的に実施される事業にお答えをさせていただきます。

先ほど広瀬武雄議員の御質問にもお答えしましたところと重複するんですが、平成25年度の瑞穂市予算編成方針に基づいて新年度予算は、先ほど広瀬捨男議員からもおっしゃられたとおり、混沌として先が見通せない非常に厳しい地方財政状況下において、限られた財源をいかに有効に使っていくかということになります。事業ヒアリングの中から、公共下水道事業の推進、野田橋歩道橋の整備、西部縦貫道路の整備、都市公園の整備、穂積北中学校の大規模改修、穂積中学校の学校用地の整備等、ヒアリングの中から、市長、副市長と協議して主要事業の施策としたものでございます。

具体的には、喫緊の課題である公共下水道事業、野田橋歩道橋の整備では取りつけ道路の設計が終わり、具体的に着手をしていくということになります。西部縦貫道路では、古橋地内の道路改良から宝江川橋梁工事を、公園新設改良工事では、平成23年度、平成24年度に取得しました牛牧・穂積・野田・野白の4カ所の造成を考えております。さらに公園用地の取得も考えておるところでございます。穂積北中学校の大規模改修は、学校施設の維持適正化事業の一環として学校施設の改修を行い、穂積中学校の用地取得には造成を予定しております。このほかにも十数事業が一応各課からの主要課題、懸案事項として上がっておりますので、これらは今後の予算査定の中で精査した上で新年度予算に反映させてまいります。

いずれにしても、やらなければならないことがまだまだ山積している一方、限られた財源の中で今後の事業に最大限に活用するということを考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございました。

たしか、確認なんですけど、牛牧の排水機の改修については入っていなかったと思いますが、よろしいですね。入っていなかったですもんね。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 答弁の中には入ってございませんので、よろしくお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 最近、災害のことなんですが、特にゲリラ豪雨といいますか、集中的に時間雨量が100ミリを超えるような水もあるわけですが、それに対し、御承知のよ

うに、瑞穂市管理の排水機が牛牧・花塚・別府とおのおのあるわけでございますが、花塚の排水機につきましては毎秒2.5トンということで、そしてこれは前年度、執行部のいろいろ上部機関への働きかけで完成をしております。そして、別府排水機については今工事中であり、今年度には完成する予定でございます。残っておりますのは、今確認をさせていただきました牛牧排水機でございます。それは排水量が毎秒3トンということで、この中では一番大きいわけでございますし、完成年度もほとんど一緒で、54年ほど経過をしております。

御承知のように、この排水機は起証田川から五六川へ排水するというので、起証田川もどちらとも1級河川の水ですから、先ほど言いました花塚・別府についてはおのおの市の幹線排水路から排出をしているわけでございますが、本来からいえば瑞穂市が管理をされているというのが本当はおかしいんですが、実はこれは途中から起証田川ということの1級河川になったかに伺っております。そのため、私は一般質問を時々させてもらうんですが、本来これは国交省でやってもらうのが本当でないかということですが、できた関係が水田の湛水防除ということのできたもんですから、国のほうもなかなか予算の都合があって、全面的に移管して国交省で管理するというには正式にはなっていないと思いますが、この辺の経過について、今後の見込みを含めて御説明をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） それでは、牛牧排水機場についてお答えさせていただきます。

牛牧排水機場のありますところは、直轄が管理しています犀川と牛牧閘門から上流が県の管理になっておりまして、現在、木曽川上流河川事務所と岐阜土木事務所の河川課のほうと一緒にあってあのあたりの改修計画を立てておりまして、今後、議員御指摘の牛牧排水機場について、どこがどう管理するかということも含めて、その中で検討していくことになると思いますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私のほうから、牛牧の五六西部の排水機場のことにつきまして、実ははっきり申し上げまして、県と国のほうへ強く要望いたしております。木曽上のほうにおきましては、御案内のように、今、犀川の排水機第1と第2を第3と統合排水機が完成しましたので、今、第1と第2を解体いたしております。この工事が今年度終了すると思います。来年度は、墨俣の一夜城がございます。この一夜城の西側に1つの水路がございます。この水路から第3統合排水機のほうへ、もう1本水が行くように整備をし、それが終わりましたから、今の五六西部の、一部下畑の堤防のところを整備しながら、そしてこの事業に着手していただくように、そういう段取りでお願いをしております。ですから、まだ来年というわけにはいきません。順次していただくように、木曽上のほう、これも国でございます。国のほうへしっかりと要望いたしております。これは何が何でも国と県のあれにおいて整備をしていただくように要望いた

しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 調整監とちょっとあれなんですけど、調整監も一生懸命やっておっていただけるんですが、今、市長のほうから、本来の国交省というような感じもお聞きしたように思うんですが、いずれにしても一刻も早く改修をしていただけるよう要請をお願いいたします。ありがとうございました。

次に、第 2 点目として、狹隘道路拡幅整備についてお尋ねをいたします。

私たちが日常利用している生活道路は、人や車が安全に通行するだけでなく、災害時には消防車や救急車などが敏速に移動したり、火災の延焼の防止、災害時の避難など、防災上も重要な役割を担ってきているわけでございます。これらの働きを十分果たすことのできない 4 メートル未満の狹隘道路が、たしか瑞穂市では 4 分の 1 程度あると伺っておりますし、キロもたしか 116 キロか何かと聞いておりますが、それだけ狹隘道路があっては、今、災害、いわゆる地震なんかがあった場合、安心して安全なまちとは決して、十分ではないと思うんですが、そのことについて、国の補助もあることですし、何か平成 25 年度に、もうこの狹隘事業の補助金はいちまたの声を聞きましたので、ある衆議院議員の事務所に聞きましたら、名前を変えてでも災害が大変だから続けていくということも、確認ではないですが、そういう予定であるというふうに伺っておりますので、今後どのように進めていただけるのか、お伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 鹿野都市開発課長。

都市開発課長（鹿野政和君） 狹隘道路拡幅整備事業ということで他市でも実施されています国の補助金を利用した助成制度を利用して、瑞穂市においてもそういう制度を設けてはどうかというような御提案というふうでお聞きされたましたことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

県内では、狹隘道路整備事業を行っております市で見ますと、岐阜市、それから多治見市、恵那市、可児市、本巣市、海津市の 6 市でございます。このうち社会資本整備総合交付金事業で狹隘道路整備等促進事業というのは国費が 2 分の 1 でありまして、これによって実施していますのは恵那市と海津市の 2 市となっております。平成 22 年 8 月 27 日に本巣都計が単独で指定されたというのは前にも御説明させていただいたと思うんですが、これを契機にしまして、この制度が本巣市でも設けられておる状況でございますが、実績を少しお聞きしましたところ、平成 22 年度は 1 件で 13 万円、それから 23 年度は 1 件で 3 万円と、24 年度は現在のところ実績なしというところで、この助成制度を利用した実績というのは非常に低調であるというふうに解釈しております。

この質問につきましては、従来から広瀬議員からいろいろ御提案いただいておりますので

ございますが、昨年の7月に広瀬議員御提案の中で、先進地というようなところで、愛知県の弥富市、それから県内でいいますと海津市、これにつきまして私と担当者でまず現地を見てきました。もちろん市の方にもいろいろお話を聞いたところでございます。これにつきましては、23年の8月8日の産業建設の協議会のほうでも議題として報告させていただいているところでございます。

このときの内容を紹介させていただきますと、弥富市では3件ほど現場を回らせていただきました。実際に4メートルに満たない3メートル60ほどの道路を両側に20センチずつ、この狭隘道路の制度を使って広がっているというような状況で、正直言ってこれが狭隘道路かというところが正直な実感でございました。ほかのところにつきましても、旧集落のところを見ましても1件が道路後退ということで、中心から2メートル下がって狭隘道路整備事業としてやっておられますけど、なおその道路に奥に行きますと、依然として石積みがあるとかが建っているというような状況で、事業効果があらわれているのかというのはちょっと疑問を持ったところでございます。

海津市につきましても、これは海津市の職員の方に御案内していただいたわけではないんですが、我々でその場所をお聞きして見てきたところ、路線として狭隘道路を4メートルに拡幅するというような事業を行っておられましたけど、現地を見ますと、肝心の石積みがあって家が1軒建っているところについては依然そのままというような状況で、果たしてこの事業の目的をなしているかということについては、これも疑問を持ったところでございます。

国としての補助事業の趣旨は、一定の期間内に4メートル未満の道路を狭隘道路整備事業として積極的に解消していこうというものでして、市内で建築が発生し、その際に4メートル未満の道路の中心から2メートル後退した場合の助成制度とは、おのずと目的、事業効果の早期発現という点からいいますと国の補助事業にそぐわないんじゃないかというような理由で、海津、恵那以外につきましては市単独事業で行っているというものと理解しているわけでございます。

ちなみに先ほど議員がおっしゃられましたとおり、総合交付金の事業を使ったこの狭隘道路整備事業につきましては、社会資本総合整備計画の岐阜県建築物安全ストック整備計画の中では、恵那市、海津市の事業計画を見ても25年で終わると。なぜ終わるかというのも逆に県に聞きましたら、補助事業のメニューから外れるというようなこともお聞きしております。

以上のことからしまして、地区とか、あるいは路線を定めて限定して、計画的・効率的に整備を進めて事業効果を早期に発現させるという事業体系のもと実施されることが重要と考えて、散在的に投資をしていくということが、この事業本来の目的ではないということをひとつ御理解いただければというふう考えております。

またけさ、庄田議員からの一般質問の中にもございましたように、包括外部監査の中でも、

平成23年の補助金につきまして、本当に必要ある補助金であるかというようなところについても少しミスを入れられているような状況でございまして、企画財政課がつくりました補助金等の交付に関する指針に照らし合わせて、そのあたり補助要綱については少し慎重に考えたいというふう思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思ます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 多少意見が違ふところがありますけど、海津市も小規模的にやっていただけてるんですけど、今、課長が愛知県の弥富市の話をしていただいたんですが、私、現地も行って来たんですけども、また今度、全市指定を前年度しまして、そして大々的にやっていて評判があつて、いろんなこともできたら一緒に行って聞いていただきたいと思うんですが、今の課長のあれとは多少ずれてるようなところもありますので、いずれにしても地方自治法にもありますように、少しの経費で最大の効果を得るということは、国の補助をもらってやるということが一番いいのではなからうかと思ますが、すばらしい課長だもんで聞いておつただけだらうけれども、私が聞いていたのはちょっと違ふような気がします。

そしてまた、ちなみに今の現状ですね、幅幅を単費でやってみる。それでも、ちょっと私、合併前よりおくれるようなところがあると思ふんです。例えば新築します。当然消防法にもあります、あらゆる法律がありますので、センターから2メートルは控えるということですね。そうしますと、旧集落のところはほとんど2メートルは必ず控えます。しかし、土地を買うということも余り強行でもないし、結果的には石垣だとか、そして乱積みだとか、またコンクリート等のあれはそのままにしておいて50センチかそこら控えて建てる。そうなりますと、今度計画したときには、その施設を壊して大変な工事になると思ふんです。少なくともそういうところについてはすぐ購入をして、土地だけでも、そういうことをして押さえていかないと、今ではほとんどが、いろいろ苦情もあるんですが、控えても自分のほうで分筆をして出してくれと。測量法が変わりまして、分筆するのに相当金がかかるわけですね。そんなことをやっておつたら永久に災害に弱いまちになっちゃうと思ふんです。そういう点では、控えることはいい、控えても購入もしてくれん、先ほど言いましたような条件もあるということになると、まるきり単費でやる場合、後日やる場合、非常にマイナスになると思ますので、そういう点についてもいろいろお互いに調査・研究をしてやっていただきたいと思ます。

旧穂積のときはそんなでもなかったと思ます。下がると言えば、大体分筆までせよなんていうことはなかったと思ふんですが、その辺のところ、特に先ほど言いましたように、くどいようですけど、分筆する費用は非常に高くなつておりますし、そういう点ではよく研究をして、お互いに研究し合つてやっていかなければならぬなあと思つておりますので、よろしく願ひいたします。

それについて市長、考え方としてはどんなものでしょうか、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 狹隘道路の件について御質問いただいております。

私もとしましてはできるところから、どこが狹隘道路かということで、その地域におきまして、できれば地域の皆さんが、これを何とか、最低限4メートルの道路、そういうおまとめをいただいて、そういうところに関して集中してできて協力がいただければ、石垣も壊してという形でも取り組めるかと思いますが、部分的に出ましたのを買って、そのときに用地を買って分筆して、そして石垣も壊して、その部分を下がっていく、こういうのも考えられんことはないわけですが、そこら辺のところをもう少し、こちらのほう十分検討をさせていただき、私も実際にそういった補助制度を使ってやっておられるところのあれも自分の目でも確かめたいと思っております。

実は過去、旧巢南のほうにおきまして、集落内の道路を4メートルと決めまして、そして4メートルの拡幅、ちょっとした石垣は壊して、家の建っておるときは、そのかわりに今度は建てかえのときに下がってもらうということで、集落の皆さんにも御承知おきいただいて、そして何本かやってきた経緯がございます。そういうこともございまして、もう少し研究もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げて答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 市長から、ありがとうございました。確かに石垣だけを倒すとか、そんなことも考えておっていただけるようですので、もう少し将来に向けて経費のかからないように、そして御承知だと思って話さなかったんで、狹隘道路の前は原則無償で提供して、それを、市町によって違いますが、狭いんだから控えるけれど寄附しますと。そのかわり寄附に対して奨励金を、3分の1とか、4分の1とかという、それは鹿野課長はよく御存じなんですけど、そういうこともありますので、いずれにしても、いつ起きてもおかしくないような地震ということは本当に大変なことです。集落でまともに4メートルないようなところだったら消防車もぐあいよく入りませんし、ぜひそういうところは集中的にいろんな面で検討して、お互いが検討してやっていくべきだと思いますので、今後前向きなことをお願いいたします。

3点目といたしまして、ごみ減量対策についてお尋ねをいたします。

全国どこの自治体でも、ごみ減量対策については大変御苦勞をされておるわけでございます。当市も、他市町村に先駆けてごみ減量対策として、缶・瓶の分別収集だとか、生ごみの減量対策としてコンポスト等の処理容器、また電動式生ごみ処理機の補助金制度等を実施されており、またさらには美来の森の活用、粗大ごみの有料化、行政指導、また市民の皆様の大なる協力を得て減量をしているわけでございますが、この場をおかりしまして市民の皆様にもお礼を申

上げたいと思います。

そこで、現在市内の小学校、PTA及び子ども会等でのリサイクル活動については、親子のボランティア活動、そして子供さんが少ないから、自治会の役員だとか老人クラブの役員等も手伝って資源回収に協力をし合っているわけでございます。その中から関係者の多くから、補助金がたしか巢南町は平成5年度、そして旧穂積は6年度だったと記憶しておりますが、その奨励金について、もう少し何とか検討してもらえないかというお話がございました。その点について市はいかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 広瀬議員の質問にお答えいたします。

市内の小・中学校やPTA、子ども会の皆様が行って見えます古紙類や段ボール、古着など専ら再生品になるものでございますが、この回収につきましては、かねてより資源回収として市内に定着し、ごみの減量だけでなく、地域住民や子供たちの環境教育の一環としても大変意義あるものと認識しております。

そこで、当市におきましては、議員御指摘のとおり、こうした資源物の分別・集団回収を行う一部のボランティア団体について、旧両町時代から奨励金として補助金を支払いしています。内容は、資源物に売り物として価値があるいわゆる有償での引き取りの場合、キログラム当たり5円と、その引取価格の差額分を奨励金としてお支払いしております。また、資源物を業者にお金を払って引き取ってもらういわゆる逆有償の場合、キログラム当たり10円までを限度として奨励金をお支払いする内容となっております。

参考までに、平成23年度においては、市は実施した16団体に対しまして57万8,580円を補助していますが、全体といたしましては、資源区分総額が805.8トンで、これを実施団体が487万536円で売却されております。

そこで、奨励金の増額をというお話ですが、旧の本巢郡の近隣市町を見てもと、本巢市が7円、北方町が3円となっており、また先ほどの補助金等々の包括外部監査の件で、庄田議員のほうから御質問がございました包括外部監査委員から、名古屋市は1キログラム当たり3円の例を示され、現在の基準が妥当かとの意見をいただいていることも鑑みまして、1キログラム当たり5円という金額が低いものではないと考えております。さらに、相場が下がった場合の逆有償になった場合には奨励金を支払わない市町もあり、この意味においても当市の補助基準が低いとは考えておりませんので、奨励金の増額は難しいと考えます。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 部長にお尋ねしますけど、私は市民の人から言われて、そのまま出したわけではございません。周辺市町村を調査しておりますが、先ほど言われた、一部合っている

ところがあるんですが、いつの調査でしょうか、教えてください。まず近隣のほうから。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 23年だと思えますが。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 先ほど聞いたのを確認しますが、本巢市は7円、北方町は3円ということだったですね。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 本巢市は、細かいあれではまたほかに条件がございますんですが、7円とっております。そして北方町も、資源回収奨励金3円でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 私が、たしか9月議会の後に強い意見が二、三ありましたので、10月末から11月にかけて、そんなに時間がかかるわけじゃございませんが聞いてきた限りでは、北方町は売却価格に上乗せをしておるわけです。3円市から奨励金はもらっているけれども、業者とPTA、あるいは子ども会等の売上高があって、それを提出することによってキログラム当たり3円を上乗せしておるわけです。

ちなみに私が調べたのは、たしか間違いのないと思いますが、大垣市においても違うんです。そういう点をよく、名古屋市の場合は調べておりませんが、私も名古屋市でJRをやめてから関連の会社におりましたので、その会社はJRだけじゃなしにほかのこともしておりますので、ここでいう広報がみんな来るんですけれども、あそこも上乗せのはずです、それに書いてありましたから。名古屋市もその辺が変わっていると、上乗せということは記憶にありますので、これは先ほど外部監査ということですね。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） そうです。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 包括外部監査のことにとやかくは言いませんけれども、それも名古屋市というところだったら、私が間違っているかどうかは別なんですけど、一回それもおたくらの手で確認をしていただきたいと思う、名古屋市のほうもね。たしか上乗せだと思っております、記憶しておりますので。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） この資料に対して旧の本巢郡の内容を言いまして、先ほどの大

垣は質問には答えておりませんが、どちらにいたしましても一般廃棄物は市がほからなければならぬ業務でございますので、ただ例といたしまして旧の郡内の金額を申し上げたものでございますので、その点御理解をお願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） ついでですので、大垣市も私の調べた範囲を申し上げておきますが、たしかキロ 6 円で、さらに事務費として、自治会等が年 5 回以上やれば、わずかですけど年に 5,000 円。P T A 等については、3 回以上あれば 1 年 3,000 円と、わずかですが。逆有償の場合は 10 円までということで行われているんですけども、大垣市の場合は今のところ逆有償は 10 年くらい出ていないけれど、出た場合は取引した事業者に対して補填して、市民には 6 円を続けるということをおっしゃられます。それも参考にすれば、近隣では瑞穂市が安いという結果になりますので、それで私が一般質問をさせもらったんです。やりもせずにやったわけじゃございませんので。

ちなみに上積みをしているところと、瑞穂市の場合は部長のほうからの御報告を聞くと、1 円もついていないね。1 円よりわずかですね、扱った市の補助金としては。キログラム 1 円になっていないかと思うんですけども、ちょっとシビアだと私は思います。他市町村並みという市長の方針とはちょっと、別によそより余計にくれとは言いませんが、その辺のところを、そしてまたちなみに私が穂積町で 14 年にもやらせてもらっておると思うが、そのころ P T A は 1,200 トンから、多いときは 1,300 トン近くあったと記憶しておりますが、きょう聞くと、瑞穂市で 23 年度、たしか 1,000 トンもない 800 何トンだったですか。そんなように記憶しておりますが。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 23 年度は 805.8 トンが集団回収での回収部分でございます、私どものほうの美来の森等の回収に関しまして、資源のものに関しましては、古紙類で 270 トンでございますので、皆様方の団体のほうでの回収のほうは、3 倍ぐらい回収していただいているということになります。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 瑞穂市は人口がふえるふえると言いますが、もとに比べると子供さんが減っていますので一概に言えませんが、いずれにしても回収量は、穂積町時代は P T A と子ども会で 1,000 トンを切れたことはないように記憶しておりますので、巣南町と合併して多くなっているんで、その辺のところは、核家族化して近代的な家になっているところが多いもんですから、何回もやらないということなんです。私の聞いた範囲では、例えば P T A で

3回やると、私の近くは子ども会も3回やるというふうで、子ども会は収入が全部入る、PTAは多少事務費とかそういうものが引かれるわけでございますけれども、いずれにしても少ないということは、多少そういう声が、安いということが上がってくるということは、現実に今お話しさせていただいたように、ほとんどの市町が瑞穂市より高いわけです。かたくなにそんなことも言わずにいろいろと研究していただいて、もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

市長、どうでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 今皆様方の集めていただいているものが、先ほども申したとおり、普通のごみでいくと月・水・金に回収するものでございまして、西環のほうで50円の袋に入れていただいて、その中の分析で、23年度なんですけど、紙布類が約45%を占めております。そして、それに伴う処理費用のほうは、西環のほうへ2億2,800ぐらいの負担金を出しております。その量といたしまして1万2,470トンぐらい23年度は出しております。キロ当たり18円ぐらいの処分料がかかっておるといいますので、その割合からいくと9円ぐらいが処理費でかかっておるわけなんですけど、その下限の部分に関しては、それを賄う分だけの補助をするということでございまして、上限5円は決して低いものとは考えておりませんので、御理解願います。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） このことについて別に反論するわけじゃございませんけれども、環境課長にいただいた資料を見ますと、そのときこれで一般質問をさせてもらおうと思ってもらった資料ですが、瑞穂市ごみ処理経費ということで、全部ひっくるめたものですが、恐らく西濃環境へ行った分だと思っておりますが、10キロ当たり、平成16年度が447円ということは44円70銭かかっておるわけですね。そして、平成17年度は440円だで44円ということですね。それぐらい高くかかる。紙だけじゃないもんですから、いろんなものを燃焼しておるわけですね。実はこのぐらい、こういう方式だけど、これ以後は方式を変えられたのでちょっと安くなっているんですけど、事実上がってきておるんです。設定したところはキロはたしか、平成6年と先ほど言いましたけれども、キロ当たり、同じパターンで計算してあるんですけど、平成6年は10キロが162円です。そんなぐらいですので、そのぐらいのときの5円という設定ですので、そんなに高いほうでは決してないと思いますが、今後検討して、要はごみが減るような施策ということですので、よろしく願いいたします。

それで最後になりますが、小学校の名称についてお尋ねをいたします。

市立中小学校の門前で見知らぬ人が、この学校は中小一貫校ですかと尋ねられたことがあっ

たそうです。私のところへ見えた方があるんです。また、学校創立以来、歴史を積み重ねてきた川崎・船木・鷺田の懐かしい小学校の名称の復帰を希望されている方もおられます。特に船木小学校の辺の人は、老人クラブに行っても相当私も言われたことがあって、一般質問をさせていただいたことがあります。その人の説によると、旧穂積地区は懐かしい学校名が維持されてうらやましい限りですというお話も承りました。先輩に承るところによりますと、たしか川崎・船木・鷺田村が合併して巢南村になったとき、お互いに小学校の名称に従来の村名を避けて西・中・南小学校ということでお聞きしておりますが、そしてまたこの間、去年ですけど、善行表彰で表彰されました東京のお医者さんなんですが、その方がまた車に乗ってみえて、帰りに寄られて、何かあなたがその前に小学校名をとということで一般質問をしてくれたということで、いろんな話も承っておりますが、確かにこの前の大きな戦争で、アメリカの日本人1世とか2世とかそんなような方がどこかに集中されて、捕虜ではないんですけど、そういうところで非常に惨めな生活もして、そのときにその辺の近くに日本人が多くて、町名がそんなときでも変わらなくて今も続いているということも本でも読みまして、そんなこともございますので、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 小学校の名称につきましては、今、広瀬捨男議員さんがおっしゃったような経過の中で、今現在の「西」「中」「南」という名称ができていているということをお聞きしております。また、瑞穂市への合併の際においても皆さん方で、今の名前で愛着心を持っていて、子供たちも現状のままそれに親しんでいるからということで、今のままでずっと来ておるような状況だと思います。また、そのころ質問された方は、先ほど申されたとおりだろうと思います。その質問があった後でございますけれども、自治会長さん方に全部お寄りをいただいて意見をお聞きしたわけでございますけれども、その意見の主なものは、そういうことは合併のときによく協議せないかねということで、ほぼその状況で終わったということでございます。今現在では合併する話はございませんけれども、将来的に合併をしたり、また道州制等が導入された場合の最小の地域のまとまりというのは小学校区だろうと思います。自治会をベースにして自治会の中で十分お話し合いができ、そういうことは必要でございますけれども、ある程度まとまりますと小学校区というまとまりが必要だろうと思います。そうしたときにどうした地区の名前、また小学校名にされるかは地域の皆さん方でよく御検討いただいて、将来的に特徴のあるまちづくりにそうした名前を生かしていただければと思います。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私のほうからもお答えさせていただきます。

今、総務部長が申し上げましたとおりでございます。実は、ことしの第1回の定例議会だっ

たと思いますが、最後に小寺共産党の議員のほうからこのことについて御質問がございました。そのときに私としまして、このことにつきましてはそれぞれの意見を聞かせてもらう、もちろんこれは自治会の意見を聞かせてもらうということで、実は私も実際にその会議に出させていただきました。自治会長全て全員の参加のもと、いろんな意見を聞かせていただきました。この名前が定着しておるといいますか、やるんであったらなぜ合併のときにという意見がございましたが、合併の協議がなされる中でPTAと十分に相談があったようでございます。PTAのほうから、このままでという意見が多くて決まったというふう聞いております。そういう関係もございまして、実は自治会長1人が2人が、もとの旧船木・川崎・鷺田という人は1人が2人で、あとの十数名の方は全くこのままでということでございました。私はもともと川崎小学校出身でございますので、ちょっと寂しいなあと思いながら、これも押しつけるわけにはいきません。私、初めにいろいろなわけを申し上げて会議を開きましたのであれでございまして、皆さんの大勢の意見はそういうふうでございました。これでまた将来何かがある、そういったときならあれでございまして、この問題につきましては、意見を聞いたということで、この校名の関係におきましては、実際に意見も得て確認をしましたので、そういうことで先ほど総務部長がお答え申し上げたとおりでございますので、よろしく願い申し上げて答弁とさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 時間も来ましたので、どうもありがとうございました。これで一般質問を終わらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 以上で9番の広瀬捨男君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。3時45分に再開いたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時46分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

16番 小川勝範君の発言を許します。

小川勝範君。

16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

今回の議会の最後の一般質問でございますので、議員並びに執行部の方も大変お疲れかと思っておりますのでなるべく早く終わって、そのかわり早くきちっと答弁をしていただきたいと思います。

質問事項につきましては質問席で質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

では、質問をいたします。

今回の質問事項でございますが、瑞穂市に1級河川が16本ございます。この16本の河川の敷地内の管理等について順次質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、国土交通省管理の1級河川は、長良川、揖斐川、根尾川3本が国土交通省管理下の河川かと思いますが、調整監、それでよろしいですか。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） お答えします。そのとおりです。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 今、調整監に確認したら、3本間違いないということでございます。

この3本の揖斐川、長良川、根尾川の敷地内の雑木が大変多く発生をしております。ちょうど私が西消防団の分団長、これは昭和51年の9月12日かと思いますが、この当時はこの3本の1級河川にはほぼ一本も雑木が生えていなかったわけでございます。そのときに、私は先ほど言いましたように分団長をやっておりまして、長良川が東海道線のちょうど下流、すぐ下、そして揖斐川は中宮で決壊をする寸前でございます。ちょうどそのときに安八町で長良川が決壊いたしまして、今の長良川の東海道線の下流、すぐ下ですね、それから中宮、一気に水が引いたんですよ。そのときに、ちょうど私は中宮の堤防で土のうをつくっておったときに、あの近辺は呂久の排水機がございます。あそこには大きなスポーツグラウンドが3カ所も4カ所もございまして、その近辺で土のうが、要は激流ですね、そこで遊水地帯の状況になっておりまして、中宮が決壊しなかったと。そして、昨日もずうっと夜に回ってきますと、あの近辺が相当木が生えておるんですね。今、ちょうど51の大水害と同じような水が来た場合、相当瑞穂市で決壊をするんじゃないかと、これは間違いなく決壊をすると思います。

そして、現在の敷地内の雑木の状況で、この雑木の中にいろんな動物がおるんですよ。それは何かといいますと、カメムシ、カラス、スズメ、ムクドリ、そして動物でいいますとアライグマ、ハクビシン、タヌキがおるんですよ。この動物について質問の後半にまたいろいろ追加質問をしたいと思います。関連でございますので質問をしたいと思います。この雑木の中に、先ほど言いましたカメムシ、ニカメイチュウが、特に今年度夏の気象以降、大変気温が高く加湿、なぜかといいますと今年度のカメムシ、ニカメイチュウ、スズメ、夏が暑いためにあそこで宿りするんですね。あそこで育って、そのものが農作物にどれだけの被害を起こしておるかといいますと、まず梨・柿等については、今年度、梨がほぼ1割減、カメムシに食われておる。そして、まだ富有柿がちょうど3日前に選果が終わったわけでございますが、選果場長と話をしておりまして、カメムシを食べた柿が昨年度より3分の1、ほとんど出荷不能。といって農家は生産した以上は出さんわけにいきませんので、このカメムシの食った柿を各務原のカット工場へ、いつもやと大体軽トラに二、三杯持っていくんですが、今年度は10トン車に何杯と。

カット工場でカットして、そしてお菓子をつくるというような工場になっております。柿と梨がそれぐらいの被害が起きておる。

そして水稲なんです、水稲は今年度、カメムシが相当多かったわけでございます。水稲の米にカメムシが降っておるとどういう状況かといいますと、大体カメムシが1つの米の粒をちょっと食べます。そうすると黒い斑点がつきます。斑点がついた米は3等にも通りません。それを販売するにはどういう機械にかけなくてはいかんというふうで、シキテンという大きな機械があるんですね、我々で言うチャンネルなんですね。その黒いごみをシキテンに通すと、黒い種だけが飛ぶんですよ、ばあっと。それが生産量の大体1%ですよ。1俵60キロでございますので、チャンネルにかける場合は100キロかけますと大体1キロ出るんですよ。それをばばかないと、2等、1等には検査が通らないというようなシステムになっております。

もしこの雑木を一掃しない場合、これは何らか来年も恐らく被害があると思う。私の思いなんです。今の雑草に要は消毒ができないかというふうで、かねて私は、海津郡に私の友達がおるんですが、あの地区は大体800から1,000ヘクタールつくっております。そして海津町は、おちよぼさんからずうっと下っていただくとわかるんですが、あの近辺は雑木が生えておりません。ということは、地域の者が集団で交渉したんですよ。交渉して今の撤去をされておりますので、そしてきょうは商工農政課長、林君も来ておるんですが、多分後ほど答弁をしてくれると思いますが。そして、この雑木をどういうふうに撤去したらいいかというふうで、揖斐川、長良川、根尾川の両隣の町村が力を合わせて国土交通省へ陳情に行かなくてはいかんですよ。たまたま調整監にこの前もちょっとお願いをしましたら、予算が8,000万組んでであると。3日か4日で2,000万上がったんですよ。きょうは多分答弁は、1億組むと多分答弁してくれると思いますが、要は国土交通省、国へ、みんなで行けば必ず国はやってくれるんですよ。どうですか調整監、林課長、ちょっとそこら辺のところ答弁してください。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 先ほど3本の川と、そのとおりですとお答えしましたが、一部、犀川の下流域も直轄の区域ですので、訂正させていただきます。

今の雑木の件につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、国土交通省のほうに伺いました。議員言われるとおり、毎年1億円前後河川内樹木の撤去工事を進めているとのことですけれども、処分費が非常にかさむためになかなか進まないのが現状のようです。しかしながら、最初に御心配されておりましたように、樹林化が進めば川の断面を侵し、洪水時の流下能力が下がることとなりますので、これまでも幾度となく市長から樹木の撤去工事を進めていただくように木曾川上流河川事務所に要望しております。今後とも、議員の御提案のように、近隣市町とともに引き続き要望してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 林商工農政課長。

商工農政課長（林 良美君） 議員御質問のスズメ、ムクドリ、カラス等の対策についてでございますが、毎年、農業者から鳥獣による農作物の被害相談があり、本年は26件の被害相談がございました。鳥獣被害対策としましては、各種捕獲の免許を所持したメンバーで構成されており、瑞穂市有害鳥獣捕獲隊と委託契約を結び、連携を図りながら対応しております。

鳥獣別の対応としましては、まず例年、畑作物等の被害相談の多いカラスにつきまして、被害の報告の多い地域を重点に毎月市内全域の捕獲活動を行っております。米の収穫時期が近づくころになりましたら、大月地先の揖斐川河川敷におきましてスズメやムクドリの捕獲を実施しております。さらには、カメムシなどの害虫に対しましては暦に基づいた防除期間を定め、その期間を農家に周知し、市内一斉に防除を行う働きかけを行うことにより、より効果的に被害が軽減されることに努めております。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 今、調整監と林課長が答弁してくれまして、カラスというのは、カラスを捕獲するには許可が要るんですよ。カラスはよく覚えておるんですよ。この前も3日か4日前、銃で撃ちに行ったんですが、行った車は必ず覚えておる。妙なものですよ、カラスは。林課長、カラスを撃つには許可が要るんですよ。もしわかれば、どういう許可が要るのか。

議長（藤橋礼治君） 林商工農政課長。

商工農政課長（林 良美君） カラスを捕獲する場合には、市の捕獲許可証が必要でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 今年度から岐阜県に森林環境税が導入されまして、ここに書類があるんですが、この森林環境税を河川の雑木の撤去とか、そういう関係に急遽使ったらどうかと。そして、瑞穂市が今年度から払うんですが、どれだけの森林環境税を払われるのか、ちょっとわかった方、もし答弁をしていただければ。

そして、1級河川の川がなぜあんなに木がひどいかといいますと、川の中では種から芽が生まれません。山が荒れておりますので、山で荒れた苗木が流れて川に到着して、そこで生えるんですよ。調整監、森林環境税は県の関係やで多分知ってみえると思いますが、もし予算が誰かわかれば、答弁をしていただきたい。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） まことに申しわけありません。税についてどれぐらい市内で徴収できるのかについては、私のほうではちょっと把握しておりませんのでお答えできませんが、平成24年4月1日に施行されました今の森林環境税ですけれども、森林及び河川を有する県土の保

全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の公益的機能の維持増進を図るための事業に必要な財源を確保するためとされております。議員が御指摘の流木等が流れてくることによって河川内の樹林化が進んでいるのではないかということにつきましては、この財源で環境保全を目的とした水源林等の整備や里山林の整備・利用の促進などという項目がありますので、これを活用して、今後、山の荒廃防止に少しずつ寄与するものと思われま

あと、この森林環境税を使って雑木の撤去をしてはどうかという御提案については、今後県と話し合いをしてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく申し上げます。以上です。  
議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 森林環境税でございますが、総額の大枠の数字でよろしいでしょうか。

個人に関しましては、均等割の方々に對しまして市民税500円、およそ市では2万4,000人の納税者がお見えになりますので1,200万程度かというふう記憶しております。また、これとは別に、法人のほうにも事業規模によりまして課税がされます。瑞穂市においては、総額として二千数百万円ほどというふう記憶をしております。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 部長は今、500円と言ったんですが、1,000円と違わないですか。今なら訂正できますよ。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 申しわけございません。1,000円に訂正させていただきます。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 聞いておりますと、2,400万というのはすごい金なんですよ。この2,400万を、瑞穂市は16本の1級河川がございますので、先ほど調整監が言われたようにいかにうまく市で、1級河川の管理運営に使っていただきたい。この1級河川の3本の問題等について、先ほど言いましたように、ぜひ国土交通省へ陳情に行くような手配をひとつしていただきたいなあと考えておりますので、調整監、お正月過ぎでも結構でございますので、早急にその動きをかけていただけるように約束をしてください。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 市長と相談して、行けるように調整していきたいと考えております。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま小川議員のほうから、河川敷に繁茂いたしております雑木のこ

とにつきまして、これによりましていろんな鳥獣を初めとしまして被害が出ておる、こういう御質問でいただいておりますところでございます。

そんな中におきまして、森林環境税の問題も出ております。この森林環境税は、岐阜県は山の国でございます、70%が岐阜県は山でございます。この山の管理等々にしっかり県としては力を入れなくてはいけない。山があって、川からきれいな水を流して、そして海のお水もきれいにするという関係からこの環境税を取り入れて、それをいろんな分野にというところでございます。この趣旨としましては、こういった雑木のあれには全く違うあれでございます。それでは志願してもだめだと思いますが、今、議員から御質問いただいております河川敷の繁茂のことにおきましては、私が事あるたびに、もちろん県もそうでありますが中部整備局へ行きますしても、国のほうの国土交通省、本省へ行きますしても、この問題を取り上げております、はっきり申し上げまして。御案内のように、51年の9・12で長良川の安八で堤防が決壊しました。これによりまして、このときにちょうど毎秒6,000トンから7,000トンの水が流れたわけでございます。この水が出たら、また同じことを繰り返すというところから、河口堰をつくって、川の中のマウンドを撤去して、そしてうまく流れるようにということをやった事業でございますが、そんなときには、先ほど議員のほうからもありましたように、この河川敷には雑木はほとんどなかったわけでございます。それが今では本当にまさに繁茂をいたしておる。竹やぶもあり、上流から流れました木が大きく成長して、そんなところから実は今、川にアユを放流します。これも、昔はカワウなんか一匹もおらなかった。私どもはあの揖斐川で泳いで育ってきた人間でございます。そんなときにカワウなんて見たことなかったわけではあります、カワウが放流したアユも、ストップして木がありますので、木の上に休んで、そして放流したのを見ておって一気に、放流したばかりは弱いわけでございます。相当なものを食べちゃう。だからだめで、こんなデータも出ておるわけございまして、本当にこの繁茂があれでございますし、結局ああいう河口堰もつくってやったのに、こんな繁茂の状態の既成の事実をつくってしまった。そんな中、野鳥の会におきましては、切ったらいかんと。こういう既成の事実がないものをおろそかにしたために、ああいう繁茂する状況にしまいました。だから、これは本当に何があっても切ってほしい。前のようなああいう大きな水が出たら、相当流量を遮りますよ、だからこれをやってもらわんと、私が強く要望をしておる、そのことを今言っているわけございまして、それによってまた大きな農作物の被害も出ておるというところでございます。議員の御指摘がございましたように、これはこの分野で隣接する町村とも歩調を合わせまして、一度雑木の繁茂をぜひともということで、農作物が大きな被害も受けておる、またああいった水が出たときにはこれで本当に遮る、もし万が一あったらどうしてくれるかと、こういうことで強くさらに要望してまいりたいと思っておりますので、御了解をいただきまして、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますのでお願いを申し上げまして、私の答弁にかえさ

せていただきます。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 参考でございますが、揖斐川のすぐ隣に大月川がありますね。大月のすぐ西に大きなやぶがあるんですよ。毎年このやぶがだんだんだんだん広がっていくんですが、きょうはちょっと、本当は写真を撮っておるときに、あそこにスズメが物すごくおるんですよ。そして、揖斐川サイドを西濃環境からずうっと向こうへ行くと、パターゴルフ場があるでしょう。パターゴルフ場のすぐ上流に、これは物すごく大きな木があるんですよ。この雑木の中に、先ほど動物の名前を言いました。要は、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、あの堤防際をずうっと夜通るんですよ。結構渡るんですよ。そして、今は外部の気温が大変低いので、相当この動物が住宅内に入り込んでいるんですよ。特にハクビシン、大変多い。そして、先般も一ツ木の方から、タヌキが多いで何とかしてくれというふうに、すぐ私は商工農政課に連絡をしてすぐ捕獲しなさいと。タヌキを捕獲するには、タヌキは県の指定があるんですよ。下手に捕まえないというふうで、多分動物の捕獲とかそういう関係は、石谷課長は前そういう仕事をやってみえたで、もしそういう捕獲の関係やったら、石谷課長、知っておる範囲で結構ですので、ちょっと答弁してください。

議長（藤橋礼治君） 石谷都市管理課長。

都市管理課長（石谷日出夫君） 準備はしておりませんでしたので答弁になるかわかりませんが、最後の答弁だと思って頑張ってください。

御承知のように、前、環境課長、20年の2月にいただきまして、御存じのように猫等動物の死体等は環境課の弘岡部長のほうで今やっておってくれます。ただ、タヌキは、私ども死んだ、生きておるやつは余り捕獲したことはないです。死んだやつは必ず私が処理するという手順でやっております、本当に答えになりませんが、タヌキの捕獲は今の現役の商工農政課長にひとつお聞き願えれば幸いです。死んだほうは私は得意でございますけれども、以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 林商工農政課長。

商工農政課長（林 良美君） 先ほどのタヌキの件でございますが、野生の鳥類及び哺乳類については、原則として鳥獣捕獲法で捕獲が禁止をされております。しかし、鳥獣が農作物に被害を及ぼす場合や住民の生活環境を悪化させる場合等人間にとって害となる場合は、その鳥獣を捕獲することができます。タヌキについても、捕獲する場合は有害鳥獣捕獲許可証が必要になります。捕獲については、狩猟免許を持った従業員がいる業者と市が委託契約を結び、市民の皆さんから被害の訴えがあった場合に瑞穂市が有害鳥獣捕獲許可を受け、委託業者が捕獲に当たっている状況でございます。

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 今、石谷課長にちょっとお聞きしたんですが、私が聞いておる範囲は、犬が死んだ場合は火葬場、猫が死んだ場合は生ごみ、タヌキが死んで見つけた場合、猫で処理してください。ということは、要はタヌキは指定動物に指定されておるで、その処理方法が難しいという状況で、そういう取り扱いをしておられると。

そして、先ほどの動物が結構住宅内に入り込んでおるんですよ。今のハクビシンでも、うちの応接間におるんですよ、上に。そういう現状が、どえらい聞こえるんですよ。ハクビシンは、おとなしい顔をしておるけど、すごくどうもうなんですよ。もしそういうような捕獲方法が行政のほうへ連絡があった場合、すぐそういう対応をぜひしていただきたいなあと考えております。

次の質問に行きます。

それから、岐阜県の河川管理が13本ですね。先ほど犀川の下流は県と国が合流しておるといことなんですが、これは犀川、五六、中川、糸貫、天王、宝江、長護寺、平野井、政田、新堀川、高野川、新高野川、起証田という、要は13本の1級河川、県の管轄の1級河川でございます。この中で五六川は三甲のすぐ西なんですね、三甲のすぐ西は外壁工事がきれいにやっております。あの近辺、ずっと下流までは雑木がほとんど生えていない。改修をやってあるところは雑木・雑草が生えていない。それ以外のところは、相当雑木・雑草が生えているために、その雑草の中にヌートリアがおんですよ、ヌートリア、ジャンボタニシ。要は1級河川で育て、市町村管理の排水路へ結構上がってくるんですよ。そして、先ほどの三甲の大きい橋があるでしょう。あそこにごみがどんと積んであるんですが、あの川の際は馬伏川なんですよ、これは真正、北方のほうから流れてくる。あの馬伏川の上流にヌートリアの大きな巣があるんですよ。ヌートリアがどこにおるかということ、柳の根っこの下におるんです。すごくおるんですよ。一回調査をして、多分冬のうちはおりませんので、夏にそういう機会があればぜひ調査をしていただきたいなあと考えております。

そして、ジャンボタニシとかヌートリアの捕獲等について、行政が動いておると思いますが、どんなような状況で動いておるか、ちょっと御確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 林商工農政課長。

商工農政課長（林 良美君） ヌートリアにつきましては、捕獲隊による捕獲作業も随時依頼しております。全てに対応できるものではございませんが、各農業者による自己防衛の対策としまして、特定外来生物防除実施計画に基づいた講習会を開催しております。この講習会を受講し、修了された方につきましては、農業者がみずから経営する農地に限り、箱わなによるヌートリアの捕獲ができるようになります。昨年度は9名、今年度は5名の方が受講されてお

ます。今後も多くの方に受講していただけるよう開催回数をふやし、「広報みずほ」や改良組合長会議においても説明を行うなど、PRを行っていきたいと考えております。

また、ジャンボタニシに関しましては、現在はほぼ市内全域に生息が確認されております。特に田植えの時期の1週間ないし2週間、ジャンボタニシによる被害が数件ございます。例年、農事改良組合長会や農業委員会においても説明・啓発を行い、各農業者による対応をお願いしているところでございます。本年度より、先ほど調整監の御説明にございましたように森林環境税を活用しまして、里地生態系保全支援事業を活用し農業者の駆除活動を支援するとともに、補助職員による駆除を行い、約3トンのジャンボタニシを捕獲いたしました。この事業は今後も継続されるということでございますので、来年度も各農業者への啓発を行うなど、引き続き補助事業を活用して駆除作業を実施してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） ジャンボタニシについて、23年度から地域とみんなが協力し合って集団的に撤去しようというふうで、タモも支給されて、引き続きまた25年度もずうっと、これは人海作戦というのか、そういう形で撤去をぜひお願いしたいなあ。

そして、長護寺川でございますが、宮田地区で工事が始まっておるわけですが、長護寺はハリギョ、メダカでも特殊なメダカがおるんですね。国の環境何とかで調査に結構来るんですが、あの川のそういう魚を大事にしがてら工事着工をしていただきたい。

そして、長護寺の下流へ西公共下水が流れておるんですが、あれはうまいこと、弘岡部長、流してみえるのかな。基準は。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 長護寺川のほうへは、特定環境保全公共下水道、西エリアですが、下水道法でBOD15でございまして、現実、BODに関しましては1前後で流しておるデータを記憶しておりますので、BOD1と申しますと、今、議員が言われたとおり、もっと上の上流の部分での、イワナとかそういうのが、BODだけで言いますとそれが生息できる範囲でございますが、あと窒素とかリンが入りますので、メダカとか、そこら辺の範囲の水質だと思います。残念ながら長護寺川は7河川の水質検査をしておる中ではきれいですので、はかっておりませんので、済みません。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 弘岡部長、今、答弁してくれましたが、先ほど言いましたように、上流には天然記念物のハリギョとかメダカがおりますので、ひとつその点もよく気を使って、下水と川と連絡し合ってぜひやっていただきたい。

そして、最後になります。犀川、きのうでしたかね、ボーリングをやりたいというような、川の調査をやりたいと。いよいよ工事が始まるのかなということで、たまたま前の調整監が今度は県の河川課長というふうで任命されておりまして、この地域からボーリングをやりたいで、一遍地域の人、協力願えんかというふうで、犀川の改良工事の計画というものはあるのかなのか、調整監か、鹿野課長か。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） それでは、私から犀川の改修計画について、岐阜土木事務所のほうから伺っている範囲でのお話をさせていただきます。

現在、岐阜土木事務所のほうでは、十九条橋までの改修を進めているところでございます。その間の用地買収につきましては全て過年度に済んでおりまして、それに伴って堤防の腹づけ、堤防をちょっと厚くする工事の腹づけはもう既に済んでおります。これからは、今年度開通しました下犀川橋の下流の旧の下犀川橋の撤去を2カ年ほどかけて工事をします。議員がおっしゃられますボーリングにつきましては、上流にあります牛牧用水堰の検討をするためのボーリングと現在の堤防の液状化について、地震による液状化をするかどうかの検討材料のためのボーリングというふうで伺っております。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 今、調整監が液状化と言われまして、根尾川の「泰山木」という喫茶店があるんですが、あそこが液状化現象でガマが噴いたんですね。増水のときにガマが噴いたんですね。ちょうどうちが田んぼをつくっております、そこでガマが噴いて、急遽揖斐川の申し込みをして、すぐ明るく日から屋板を打ったんですね。そういう工事をやられたというふうで、そして1級河川並びに川の質問をしたんですが、災害はいつ来るかわかりませんので、瑞穂市は16本の1級河川がございますので、川を粗末にしますと罰が当たりますので、川は大事にしがてら、自然をうまく利用しがてら我々は生活をしなくてはいけませんので、今まで質問したこと等について、ぜひ国・県のほうへ要望していただいて、安心・安全なまちをつくるために御努力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、16番の小川勝範君の質問は終わりました。

#### 散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでございました。

散会 午後4時28分